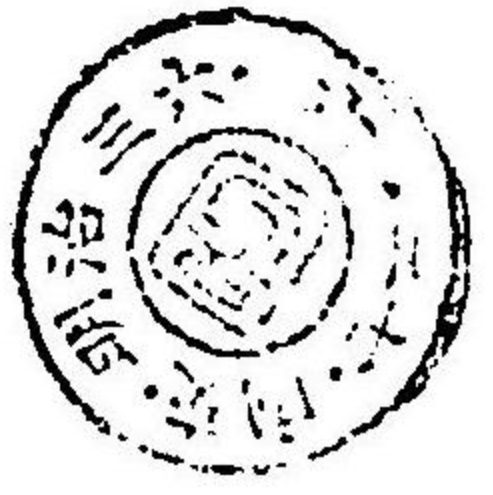


因幡國史談目次

第一章	國名の起源の事	一
第二章	鳥取といふ地名の事	全
第三章	因幡國沿革の事	二
第四章	鳥取城創建沿革の事	四
第五章	諸城之事	六
	布施城六	
	鹿野城六	
	若櫻城七	
	浦富城七	
	市場城八	
	玉津城九	
	秋里城九	
	飢山の城一〇	
第六章	鳥取の繁榮におもむきと事	一一
第七章	宇部山之事	一二
	附稻葉山之事一三	
	稻葉川一三	
第八章	三角山之事	一四
第九章	面影山之事	一四
第十章	都々築山之事	一五



第十一章	霞里之事	一六
第十二章	神の御子石之事	一六
第十三章	副山並副瀧之事	一七
第十四章	袋川之沿革及び鍛治川之支	一八
附千代川之支		一八
第十五章	地震大火洪水之事	二一
第十六章	鍛山採掘の事	二四
第十七章	諸種工業の事	二六
第十八章	各所温泉由來之事	二七
第十九章	宇部神社之支	二九
第二十章	榑溪神社の事	三〇
榑溪神社碑陰誌		
第二十一章	長田神社之支	三三
第二十二章	招魂社之事	三三

第二十三章	聖神社之事	三三
第二十四章	倉田八幡宮之事	三四
第二十五章	金峰神社之事	全
第二十六章	美取神社之事	三五
第二十七章	賣沼神社之事	全
第二十八章	賀露神社之事	三六
第二十九章	白菟神社之事	全
第三十章	日吉神社之事	三七
第三十一章	松上神社の事	全
第三十二章	加知彌神社之事	三八
第三十三章	鷲峰神社之支	全
第三十四章	大雲院の支	全
第三十五章	興禪寺の事	三九
第三十六章	龍峯寺の事	全

第三十七章	最勝院之事	四〇
第三十八章	寶珠院之事	四一
第三十九章	毘沙門堂之事	全
第四十章	摩尼寺之事	四三
第四十一章	常智院之夏	全
第四十二章	本光寺之夏	四四
第四十三章	正蓮寺之事	全
第四十四章	谷村觀音堂之事	四六
第四十五章	吉野堂之事	四七
第四十六章	大安興寺之事	四八
第四十七章	横枕藥師王堂夏	全
第四十八章	長谷觀音之事	四九
第四十九章	氣多ヶ崎之事	全
第五十章	湯山地之事	五〇

第五十一章	石堂之事	五一
第五十二章	蒲冠者源範賴墓之事	五二
第五十三章	柳原權中納言量光卿墓之事	五三
第五十四章	山中鹿之助幸盛墓之事	全
第五十五章	吉川經家墓之事	五四
第五十六章	吉岡將監定勝之事	五五
第五十七章	龜井武藏守茲矩墓之事	五六
第五十八章	舊藩租池田光仲朝臣略傳之事	五七
第五十九章	舊藩政之概畧之事	五九
第六十章	風俗之事	六一
第六十一章	伊良子仲藏之事	六二
第六十二章	土方稻嶺之事	六三
第六十三章	安藤伊右衛門之事	六四
第六十四章	王政復古前後の騷擾附殉難諸士之事	六五

第六十五章	池田慶徳朝臣の略傳の事	〇六
第六十六章	田村貞彦之事	六六
第六十七章	飯田年平之事	六七
第六十八章	諸學校之事	六八
第六十九章	近江屋墓之縁起	六九
		七一

因幡國史談

第二章 國名の起源の事

因幡國ハ往古稻羽又は稻葉とも書き記せり其原法美郡稻葉郷より出て一國の総稱と
 されるなるへし郷名の本義は稻葉によりたる名ならん一郡一郷の名より出て其の國
 の総稱とされるものは大和の大和郷土佐の土佐郷安藝乃安藝郷等其例少からず稻葉を
 因幡と書き改めたるは 元明天皇の和銅六年國郡名は凡て二字に書く可く盡く好字
 を用ふへしとの詔勅によれるものにて山背を山城となし淡海を近江となし多遲麻を但
 馬と改めたる類なり然るに世には因幡てふ文字に泥みて武内宿禰の幡を持ちて當國に
 下り凶徒を平けらしをもて幡を因みすといふ義なり又 允恭天皇乃御子輕皇子但馬
 に逃れ給ふとき歩行すやも敵なき所へだに往かとはと宣ひしによる等の説あれとも信す
 るに足らず

第二章 鳥取といふ地名の事

鳥取は和名抄にも見えて元郷の名なり 其本義は日本記に 垂仁天皇の御子譽津別

命御年三十歳迄の言ひ給えさりしか一日飛鶴を見て是れ何の鳥をと問ひ給しかは

二

天皇大に悦ばせ給ひて天湯河板あまのゆがいたか擧として此鳥を尋求めしめ給ひしに出雲國宇夜江に詣り漸く捕へ得て献りければ 天皇嘉稱し給ひて姓を鳥取の造と賜はり鳥取部鳥養部と定めさせ給ひし事見たり古事記には山部大鶴といへる人鶴を尋ねて木の國より針間國に到り又稻羽國を越え且波多遲麻の國に至り其より高志國和那美の水門にあみと張りて其島を捕らへ献りきとあり以上の説も考ふるに鳥取といへる地名も此鳥取部の氏族の往居したりしに基きたる地名ならん又其因縁ありて名づけしにや邑美郡に品治郷(譽津に同一)といふ地名あるにても其因縁ある事知られぬへし鳥取てふ地名は河内和泉伊勢丹後備前にもありて同し故事に因りたる地と聞ゆ又俗説に此地昔は大場澤にて鴨の類數多群り居ければ遠近乃人集りて之れを狩り取としかば即ち名けて鳥取といひしによると確説にあらす

第三章

因幡國沿革の事

太古の事跡は國史傳記に徴すへき者無ければ其詳ある事ハ記し難けれども大寶以後制

度漸く備はるにたとがひ此國の格をば上國と定められ守介掾目を置き今の法美郡國府を設けて一國の政務を掌らしめたり守牧の任ハ國造本紀に 成務天皇乃御時彦多都彦命を稻葉の國造に任し給ひていふを始めとす一説に同朝又火己貴命十四代の孫武牟口命むぐちのみこといふ人あり日本武尊の西征に従ひしか針間國より別に詔をうけて稻葉を征討せられしか此命の三世の孫伊其和斯彦命稻葉の國に任せられたるよしにて伊福部氏其後なるといへる又 仁徳天皇の御時武内宿禰本國より下向し草味を開き國中を鎮撫し子孫として牧宰の任を世襲せしめられたりともいへり其後著名なる國司にハ大伴家持淡海三船在原行橋平行平大江廣元等在り降りて 後醍醐天皇建武中興の御時名和長年伯耆守にて本國の守護を兼ねたり興國元年足利尊氏の山名時氏をして因伯の守護たらしめしか嘉吉三年其遺族勝豊初めて布施城に治り天文中其曾孫誠通鳥取城を築く長臣番手に在城しけり既にして宗家祐豊を隙を生じ兵を交へて敗死す子幼なるを以て家臣和祐豊に納れ祐豊弟豊定を遣りて國を監せしめ布勢城に居る豊定卒して子豊數代り立つ永祿年中家臣武田高信其主の誠通ノ二子孫七郎孫次郎を殺し鳥取城に據て叛く豊數之を伐ちて克たず元龜二年豊數卒し弟豊國立つ天正元年山中幸盛に合して高信を誅す既に

して毛利氏來り攻め豊國一たび毛利氏に屬せしが同八年羽柴秀吉當國攻圍や豊國出て
 秀吉に投す天正元年より同八年まで在城八ヶ年の興國元年より天正八年まで山名時氏より同豊國まで十二世
 凡と二百六十二年豊國但馬國村岡領主受く其後徳川氏に仕ふ今東京華族男爵山名義路の先祖也
 其一族山名三上氏豊弘ヲ守護代とす其後毛利氏の將牛尾春重當城鎮護として來りて
 依之豊弘も城を出られき牛尾春重巨濃郡今岩井郡浦富桐山城を攻む牛尾氏矢にあたりて死
 す同九年毛利氏の一族吉川經家として城を守り秀吉之を聞き大兵を卒ひ來て之を陥い
 れ悉く當國を定免當城へ宮部繼潤五万五千石邑美法美八上高草四郡主若櫻城は木下長俊二万石三郡鹿野城は龜
 井茲矩二万石氣多郡主浦富城は垣屋光成二万石岩井郡封せらる慶長五年徳川氏の時繼潤の子定行は
 陸奥に謫し木下氏攝州天王寺に生害す垣屋光成子恒総高野山に自害也同六年池田長吉
 を鳥取六万石四郡主龜井茲矩は鹿野三万八千石氣多高草山崎家盛と若櫻二万四千石八東智頭二郡を封す元和三年
 鳥取池田長吉子長幸鹿野龜井茲矩子政矩若櫻山崎家盛子家治の三藩は他國に徙して池田光政君を因伯國に
 封じ三十二万石鳥取に治せしめたり寛永九年備前に移封せられしめは其の從弟光仲君代
 り之を領せられし三十二万石明治維新の際鳥取藩を廢して鳥取縣を置られ同九年島根縣
 に合併せられし五万石同十四年又再び鳥取縣を置かれたり

第四章 鳥取城創建沿革之事

鳥取城は一名を久松城といふ久松山に據ると以てあり創建は天文十四年山名誠通布施
 城の爲めに築きたるに塞にして田原某の經畫なりき當時は山名氏の家臣交番之を守り
 しか長臣武田高信異圖ありければ自ら請ふて常番となり永録六年終に叛きて此城に據
 り國中の大半を押領せり天正の初め山名豊國禪高高信を誅し布施より鳥取城に移りて
 以て本鎮を定む同八年羽柴秀吉來り攻む豊國秀吉に降る同九年豊國の家臣森下道祐中
 村大炊等猶ほ毛利氏の一族吉川經家を奉じて秀吉をふせく是時城中士民僅に四千余人
 糧米皆賣り盡して唯二月の糧をあますに過ぎず經家急を毛利氏に告ぐ救糧皆敵乃掠奪
 に逢へり此時秀吉兵六万余を帥て帝釋山に陣し鳥取丸山の二城を攻め圍む城中糧盡き
 て六月より十月に至る經家支ふることあたはず自殺して城中乃士卒を免せんと請ひし
 に秀吉快く之を諾して監吏を送り酒食を供せらる城陷る後宮部禪祥坊繼潤本城を領せ
 しか慶長五年關ヶ原役の時に滅亡す同六年徳川氏更に之を池田長吉に與ふ城櫓壘垣を
 修理して前後九年間の貢税を費したりと元和三年池田光政君因伯兩國を領し本城に
 治し市街を治め川脈を通せらる寛永九年光仲君代りて此地を領せられ規模大に備る爾
 後繼續殆と二百年間明治維新に至りて陸軍省の所管となり城櫓皆撤去せらる近年に至

りて又再ひ池田仲博侯の所有地となれり

第五章 諸城之事

布施城

高草郡布施天神山に在り文正元年山名勝豊の創建なり是より先き山名時氏以下四代岩井郡岩常村二上山城也恩地村寺山城と二ヶ所の領主でありしか勝豊に至りて終る本城に移り布施の屋形といへり〔文正元年天正元年まで百八年なり山名勝豊より同豊國まで八代なり〕本城乃位置は東方に面して天神山と其城やす山の高さ凡そ十八間層櫓其上に疊峙せり後方は霞湖に接し前方は廣濶なる田野をうけ外廓は倉見の山麓より濠を堀り湖山古川の水口に引き回して四橋を架けたり今の山王山の近傍は侍屋敷にて寺町鍛冶町傾城町上臈小路など云ふ地有るといへり

鹿野城

當城は一名と王舎城といふ氣多郡鹿野町の南妙見山にあり創建の時代詳ならず相傳へて志賀野某累代の居城といへり天文十三年尼子氏の有となり後ち永録の頃山名源七郎

布施より此處に移住す同八年羽柴秀吉之と攻取り本城を以て龜井茲矩武藏守賜ひ一万石に封せらる慶長六年徳川氏に至りて茲矩の封を増し三万八千石に封せらる同十七年茲矩卒す其子政矩に四万三千石に封す元和三年石見の國津和野に移り池田光政君本國を領せらるる時復た城地を修めす寛永九年光政君移封の後此地光仲君の所領に歸したり

若櫻城

當城は一に鬼ヶ城といひて八東郡若櫻村にあり矢部若櫻守の建築にして子孫相傳へ十六代に及へり天正三年尼子勝久之掠取せしめ同年秋吉川元春の有に歸せり同六年羽柴秀吉播磨より攻來りて先づ此城を陥れ荒木長俊木下氏後ニ改と籠置同九年木下長俊備中守を任す荒木氏を攻る二貳万石を賜ふ慶長五年關ヶ原の役徳川氏の爲に亡す同六年徳川氏より山崎家盛左馬に與へ二万四千石同十九年家盛卒す元和三年其子家治轉於封備中國成輪後池田光政君の有となり本城遂に廢す寛永年中光政君移封乃後此後本藩乃所領に歸しぬ

浦富城

當城は一名と桐山城といひて岩井郡浦富村にあり塩谷判官高貞の築く所なり後ち山名

時氏の爲に亡す山名氏領地となり永録元龜の比
 海手より入亂して一番に此
 城に取上り小屋掛して住居て近邊を亂妨す其後天正の初秀吉當國手遣の垣屋光成播廣
 を居置但馬の繫として同八年牛尾重春は當城に押寄せ大に戦ひけるか城中より射出しつ
 る矢にて牛尾氏討死す同九年秀吉より光成へ當郡を賜ふ當城に住す文祿元年光成卒す
 其子恒總慶長五年關ヶ原一亂に滅亡し元和三年池田光政君の有となり本城遂に廢す寛
 永九年池田光仲君の所領となり

市場城

八東郡市場村の後秋葉權現鎮座の山なり毛利氏草創の城と云ふ源頼朝郷の時當國守護
 職大江廣元より十二代の孫毛利豐後守豐元累代に城なり天正初め山名豐國毛利氏輝
 に一味ありしり豐元も同く隨從として毛利氏無二の忠勤たり然るに山中幸盛に攻め破ら
 れて當城は尼子の家臣等入り替て守る同三年吉川元春父子大軍を卒して之を攻め相戦
 ふ事數會なり時に森脇市正發句して寄手に送る

山は早うつゆろみはる時雨かふ

とありけれを寄手乃中香河兵部大輔より

秋の嵐に落るあさ露

其後城兵堪かね意降參す其より藝州毛利氏の持ち城として再び豐元に還住ありしか同
 九年秀吉の爲に没落して豐元の一跡斷絶せり

玉津城

當城は一名吹鴨尾山といふ高草郡玉津村にあり天文年中武田高信の居城なり永祿年中
 高信謀叛發覺の時當城は弟又三郎に譲り其身は鳥取に在城して武威を震ける時に天正
 元年幸盛の〔山中〕爲に攻伏られ布勢へ降參し鳥取を開て又當城に〔蒼〕蒼ける同四年山名豐
 國の謀計にて八上郡散岐村大義寺に於て誅せらる當城主無きにより斷絶せり

秋里城

高草郡秋里村の敷地平地なり中古秋里立番頭師永と云武士の草創なり元讚岐國丸龜城
 主たりしか丸龜城落去して當國へ來り此地七千石領知せり師永は高武藏守師直の次男
 にて 後醍醐天皇の御宇元徳年以前より當處を領知し居城に地名を以て苗字とせり

當城に在事二百五十六年なり數代の名家なりしか天正の初め山名氏の武威衰へ一國過半毛利氏の指揮に従ひける其比立番元と云ふ人城を法美郡杉崎村妙見山より移し天正九年秀吉當國入伐の時無人にて杉崎籠城なりかたき妙見山を捨て鳥取の城へ籠りける時に當城には秀吉家臣杉原七郎左工門陣を張て伯耆海道を押へたり鳥取落城の後立番元は藝州毛利氏へ趣き領知を得て今に毛利氏に被官たりと云ふ

飢山の城

法美郡宮の下村を去ること數丁町屋村國府川の邊りにあり雲州尼子浪士山中幸盛鹿之介岩井郡浦富城を引拂て此山に築き當城に住す山名に反臣武田高信の據れる鳥取城を攻撃せんと用意せし折りしも高信を手兵五百余騎を隨へて天正元年八月朔日未明に押寄せたり然るに山上崔嵬險阻として登りたたく漸く西方の道より攻め上り城墾近く至る所を山中幸盛今ぞ兵隊動らす時分と諸士卒を指揮するに兵士は木石を切落し弓矢鉄炮を射撃して防戦せしかば武田勢支ふるに力なく漸々山下まで退きたるが同郡今木山城法華寺村の秋里左馬允後詰となりて此處に打ち出でしか兼てより分置したる武田の軍士

は國府川を渡りて之れと渡り合ひ中郷村にて合戦に及びて是れも撃ち敗られて先きに山下に追ひ御されたる同勢に合し稍多勢となりけるより總軍何んやなく力つきて見へける折りしも城内より百四五十人切つて出てければ武田勢は大に辟易し前後一度に崩れ潰走す死屍實に山をなす武田は漸く片息となりて鳥取城へ逃れけり

第六章

鳥取の繁榮にれもむきし事

鳥取の繁榮におもむきしは天正の初山名豐國布施より移りて鳥取に入りたる初めとす同九年宮部繼潤石五万此處に治して舊城に據れり當時山上に眞教寺山下に西宗寺今眞宗寺などありしか眞教寺を郭外の地に從てより稍城郭の觀をなせり宮部氏が城二十二年にして亡ひ慶長六年池田長吉備中三万石邑法美八守鳥取に封せられて大に城廓市街を改正せり當時侍屋敷の大凡は今の城内にあてて其餘は江崎或は湯所口に住居せしとぞ市街は大方今の惣門内にありて袋川これを繞れり即今の西町柳倉惣門跡の東側はいはゆる大手口にして一大橋を架けたり其左右の惣堀筋よる今の若櫻口惣門跡乃邊までハ堤防を築きて柳を植ゑて是を柳堤といへる大橋より城の堀際に向ひて三筋の市街を通

し東の方を鰻町中筋を中町西乃方を與二右衛門町と稱せり其他猶數多の町區ありて今の新倉の敷地には妙覺寺とて池田氏の菩提所もありき又今の江崎栗谷町の出口には船屋あり掛出シ町より大工町へ行く所を中島といひて其渡口に架せる堤を朝日橋と稱せり此邊當時は舟筏の輻輳せし所なりやを杉浦惣門跡の東より湯所下の惣門跡に通するまでの所に寺屋敷倉屋敷などあり又鹿野街道筋川端四丁目の四辻のあたりに刑場もありといへり池田氏が城十七年に於て備中國松山と轉し元和三年光政君播磨より本城に移住せられたるか柳堤内の市街を侍屋敷となし十口に総門を構へ水道を通し其外は新市街を立て更に又袋川を堀りて惣門とせられたり此時町數凡四十町戸數一千〇七十四軒ありとせいでいへり然るに光政君在國十六年に於て備前に移られたるか寛永九年光仲君代りて鳥取を領せられ同十一年猶又市廓町數を改め四十八町とせられたり其後百五十四年を経て寛政の初めに至りては士民の戸數凡六千八百余に及び王政維新前には八千余にいたる現今の鳥取市にては七十四町村にして戸數凡を五千九百七十四戸人口凡を二万八千六百五十人あり

〔明治三十年之調査〕

第七章 宇部山之事

附稻葉山之事

當山は稻羽山或は因幡山ともいふ又其麓の川をいなば川と稱す皆郷の名によれるなま今世に此山を上野山といふは音聲清濁の訛なり此山すべて平坦にして陸地の如し即ち宇倍神社より一續さかれは總て此邊を宇倍野山といふなり古昔は老松數万株繁茂せしを以て在原行平の國守にて下りたる時の歌にも

立別れ稻葉の山の峰に生ふる

松とと聞かば今歸り來む

やよみたりしか池田備中守長吉本城造營の時大小乃松杉皆切儘したれば今は其當時の風色も近年に至りて本縣聽より士族若子を移して開墾に従事せしめ桑樹など多く裁付たり當國名所の歌

因幡にはいなばの山に因幡川

神の御子石副の瀧山

稻葉川

上世國府を置ける地に沿へると以て一に國府川と名づく源ハ雨瀧より發し中河原村に至り荒船川に合し宮ノ下村大杭村より邑美郡の吉方村に入る即ち袋川の上流なり其より下流は瀨坂村の前にて千代川に合し賀露の港に入るなり歌よ

稻葉川はなとし終に云ひはてば

流れて世にも住しと思ふ

第八章 三角山之事

法美郡谷村の上の茶屋の前街道端の山なり南の麓に巉岩あり凡そ景象三角なる山なり心をとめて見るを孕めり子山幾重も三角に峙り故に斯名づくるにや歌

行ささきとみす乃山を頼むにえ

是をば神に手向てがゆえ

第九章 面影山之事

兵營と國府川を狹んで西方よある山にして 嶺山の東につゞきて峯の鋭りたる山なり 土俗中村山や云又正蓮寺山共云ふかり當國の名所也昔より此里に云ひ傳へたる歌二首

あこ

いなばよと問まじもの夜戀志たひ

わすれらふは梯の山

とるしらぬ御のりにもれぬ教にて

跡とあわると面影の山

とあるは此山は詠せしなまや面影村大字正蓮寺村に屬す

第十章 都々築山之事

邑美郡瀨坂村の下川をひの小松山也當國の名所なり古歌有り夫木集第二十卷建長八年百首歌合都々築の山は詠める

あら磯につゞきの山登風こゑて

遠かた人にうへるとらかみ

但し國未だ勘とあり此の山一名土俗に道場山又代々山と云へり寛政年中故有り鳥取顯功寺所持と爲しかは今は顯功寺山共云ふ也天正九年秀吉公來伐の時船大將吉川平助此

の山に出張して川の午を押えたりされは此山は都々築の山や云當州の名所たる夏今を
知れりなむ

第十一章 霞里之事

名所なり或る歌書聞書に今高草郡湖山村也とあり然るに今湖山村といふは溝口宇文兩
村の總名なり古川口に屬するを溝の口といひ産水井ある所を宇文といへり即ち産水と
云ふは假書なるへし兩村共に方言是舊霞里なり天文年中山名氏の時故有て宇文溝口兩
村を湖山と改む爰に於て霞里の名かくれたるならん今の宇文溝口の名も之を稱ふるも
の希あるが如し祐子内親王歌合に和泉式部歌

春く禮ハ花の都を見るときも

霞の里よ心をがやる

此歌増補哥枕に出たり

第十二章 神の御子石の事

八上郡片山村最勝寺山にあり最勝寺よ北面乃山腹五町余にあり高さ堅横とも一丈

六尺余あり猿田彦命の靈を祭祀せると云傳へたり藻塩草名寄等に

稻葉なる神の御子石しるしあらば

過行あきの道しるべせよ

とあり是街に大神の靈石なるゆゑの歌なり

第十三章 副山並副瀧之事

智頭郡駒還驛より下に二ツは橋の側にあり麓に垂水と云村あり上方街道の南側川岸
の險山也山勢杉木乃並ひ立るが如く列岳争鋒として四時鬱蒼たり其谷々よ滴り下る
飛泉あり常は水乏く涸瀧なり雨は随ひて瀧の數多し當國名所の一にして古哥にも其山
を誦るあり又瀧をよめるもあり

稻葉には稻葉の山に稻葉川

神のみこ石副のたきやま

行人の其通ひ路も白雲の

峯よりみ糸に副の瀧山

とるしあれとまれをや神に手向つゝ

一八

祈らば常に君に副やま
けふひなをせむの瀧山越るなり

都にかけと夢のうちはし

思ふに副山は其山の形に據て名とする歟副山の瀧なるを以て副が瀧とも云ならん或説にそふの瀧は二行に下る故に左右瀧ともあり

第十四章

袋川之沿革及び鍛冶川之変

附千代川之事

袋川は法美郡雨瀧より發し上流稻葉川となり下流千代川に會し加露に注ぐ此川元新古兩川あり古川は舊廓内(総門内をいふ)處々に残れる堀筋にして新川は外廓の堤外を流る、即今乃袋川是なり太閤記に鳥取城を攻む城山の下に湊川次帯やして其使利最よしさるに因て容易に攻落しがたしと記せり昔鳥取山下に湊川と云ぬ大河有て要害とせり近代袋川と云ぬ新川以來湊川の古名知る人無しと云ふ偕又袋川の上流稻葉川昔は今の

やうには流れず奥谷の邊より岩倉卯垣の山下を流れて矢津立川を廻りて鳥取山下に至る其間所々の谷水落合て上町觀音の山下より以下を定りたる水脈もなく壹円の沼深田よて其深さに至ては澤湖水の如くなりしとなり此澤江崎の邊より一條の川やなる上町觀音院の山鼻を松ヶ崎や云ひ其以下に至て江ヶ崎千騎ヶ崎と云ふも皆水邊の名稱にて昔澤水に突出たる時の名残と聞へたり其河脈今江崎より大工町へ通る西側の筋を通過上魚町々屋裏の半ばより縣立病院裏手を袋町笹尾氏所の方へ迂曲して師範學校内より若櫻町筋の街道を筋違に流れて舊新倉の後を廻て又それより舊荒尾志広屋舖の内を北に筋違ひ智頭街道筋を横ぎりに舊福田丹波屋敷の内を裏にぬけて舊招魂社の後ろ堀筋よつゝく也其こゝ舊柳倉後をめぐりて舊杉浦惣門外へ出て舊荒尾近江倉屋敷を裏筋を流れて材木町北側乃町屋の裏に堀筋よて出合橋下の水關へ出たり其以下の流は概ね今の川筋なり又或説に江崎より流れ出る河筋若櫻町舊惣門外を通過其より以下惣堀を湊川の跡と云へり此惣堀は池田光政君の時惣門外乃要害の新堀にて上魚町の半より鹿野町惣門外へ繩を張て其内の土を取て新ふに開きし町小路の地形より引たりと當町古老の口碑なり慶長年中池田備中守長吉の時因幡川奥谷の口を堰切大杭村の方へ流し今の寺町藥研

堀より内の方へ切込て江崎より流れ出ける古川へつゞけたり今寺町前後の堀筋より古大工町の上外れ土橋の左右江崎山伏堀をらんや云ふは其時の新川也又山下の千騎ヶ崎〔今の東町字宮内町鳥取縣知事宅の東側の山際の處なりと云ふ〕鼻より堀をほりて江崎掛出しの本河につゞけ北は湯所上の舊惣門の山下より大榎乃堀筋はほりて舊作事場の前の古川に合す是備中守の時鳥取惣郭の構にて屈曲繁きは要害乃専用と聞へたり元和三年池田光政君の鳥取在城の時寺町薬研堀の口を埋せ塞ぎ其より新川は堀りて出合橋の下の古河口につゞけたり今の袋川脈は其時の普請なり鍛冶川今の梶川と云ふ千代の分け水なり田土は養ふ用水にて天工の川筋にあらず故に夏秋は水多けれども春冬は水乏源は八上郡縁通路村の大樋戸より分れて蔵田村の後々廻りて大覺寺村の上手にて大路川の水を直に大土樋にて水を越通し三町許り下にて三筋に分る其二筋を鍛冶川今の梶川なりといふ昔其處に鍛冶住けれを其云ひありと其より鳥取瓦町筋を斜か要に鹿野橋の下舊舟宮の後を経て末は袋川に落るなり又一筋は富安旁示とり行徳村田土の中を流る狐川是れ也此川筋をめぐりて品治村堀り切より大森田圃の末にて袋川に落合ふ是れ昔の川脈なり今一筋は吉方旁示の田土に灌ぎ下て袋川に入る

千代川は源ハ智頭郡駒還山より流れて同郡大内村にて蘆津谷の北俣川と一派なる北俣川は三瀧の流れ下なり是れ大通山の水脈にて尤やも大也次に那木山の流れを土師川といふ本折村にて又一つになる以下新野見川安藏川佐治川赤波川等用瀬驛の上下にてともに合す八上郡に至て散岐曳田の川々及び八東川高草邑美法美の數流所々にて落合ひ末は加露湊に出つ其長流十一里餘なり千代川といふは高草郡以下の名にて八上以上を智頭川といふなり陰徳太平記に千谷川と書けり或説た千谷川とを一國數郡の谷々の流下皆此川に聚か衆流して廣河となる千谷の名義此より起るやへり千代川を國中第一の川とす

第十五章

地震大火洪水之事

本國は地震の廣尤少しといへども洪水の患を常に多し其地震は烈しき近代にありては寛永四年正月廿一日寶永四年十月同七年閏十一月寛政七年十一月廿五日安政元年十一月四日晝夜二三度入前代聞事無し明治三年五月なりき

火災は慶長八年魚町より出火京町與次右工門町鰻町青島町五ヶ町不殘焼失戸數二百戸侍屋敷少しも焼失せぬ京保五年四月朔日の大火を第一とす其は午前十時吉方町なる石

黒三太兵衛宅より出火久松山焼失城内及び惣門不殘焼失侍屋敷戸數六百十三戸 湯所
 栗谷 馬場 權現堂筋 下江崎筋 小姓町筋 寺町筋藥研堀 吉方土手筋 立川町
 侍屋敷戸數五百九十七戸町家焼失戸數 本町一丁目二十戸 片原一丁目十八戸 上魚
 町六十戸 元大工前九十四戸 江崎町二百十六戸 上町百二十戸 立川町四十八戸
 鍛冶町九十五戸 若櫻町七十一戸 職人町八十六戸 風呂屋町二十八戸 新町六十一
 戸 河端一丁目八十一戸 合て町屋敷戸數千三百十戸寺院戸數三十二ヶ寺總合二千五
 百五十二戸焼死男拾二人女七人是を石黒の大火といふ同九年四月八日大火を第三とす
 町下臺黒川祐清宅より出火町數卅四ヶ町戸數二千六百五拾一戸焼失是黒川の大火事と
 いへり同拾二年二月廿六日町中大火侍屋敷共に焼失新町油屋三郎右工門の借屋帳賣買
 商人の火元也今に帳屋火事と云正徳元年九月十日午后十時眞教寺より出火翌十五日午
 前八時鎮火町數十八丁戸數千二十八戸焼失第五大火とす今に眞教寺火事と云ふ同二年
 三月朔日午后九時より翌二日午前五時迄町中大火火元は二階町麩屋治郎兵衛出火今も
 麩屋火事と云ふ寶曆三年三月廿四日日本町四丁目綿屋左一郎より出火の第四とす町數廿
 七ヶ町戸數千六百四十一戸侍屋敷百四十戸焼失今にぼうし屋大火と云ふ萬治三年十二

月廿八日午前一時藥師町邊出火より下臺町の玄忠寺へ飛火其より材木町に移り焼失寛
 政十年三月廿日午前一二時鹿野街道筋帳屋より出火下魚町 三軒屋 茶町 魚町尻
 四丁目各井戸皆焼失戸數六七百戸焼失文化七年四月十九日午後一時矢津三牧橋向外農
 民より出火立川へ出て肥後ヶ谷 椿谷 くわい田 立川不殘廣徳寺土手に來る觀音院
 焼失其々飛火にて長田社の前少し焼る同九年七月十二日午前十一二時佐橋鉄藏より出
 火を第二とす惣門殘らず焼失町數廿四ヶ町戸數二千四百卅六戸焼失今に佐橋大火事と
 いへり

洪水は大抵三四十年乃間に一回若しくは二回に過ぎざれば共近事に至りて殊に甚とす
 季節は梅雨と秋潦乃頃なれとも九月より十月までの間尤も恐るへゆ時とす其兆候は
 連日霖雨の際いせいちと稱する暴風吹き起る時は河港逆浪の爲めに鎖され千代川袋川
 の二水忽ち漲溢して鳥取地方必ず先づ其氾濫の害を受くかゝる折には郡郷皆概ね同一
 の患に罹らざるはなし家屋の破壊人畜の死傷田畑堤防の決損百數拾万円に上る時あり
 是全く港口の狹淺にして水脈の壅滞にとれるなり土俗文録二年八月朝鮮役中に出た
 る留るに洪水と高麗水といふ寛永四年八月六日の出水卯年水といふ同十二年八月拾二

日延寶元年五月十四日元錄八年八月廿一日享保拾四年七月拾五日寛政七年八月廿九日
 嘉永元年八月三日慶應二年八月三日明治四年五月日等の洪水あり同廿六年十月十四日
 又非常の洪水にて死殆百人(伯耆國のみ吹いふ)人畜田畑の損害莫大にして其慘況實に
 名状にへららず因て畏くも兩陛下より本縣下へ御救恤として内帑金二千五百圓を賜は
 り政府よりも水害修費百六十一萬圓を下附せられたり(因伯二國合計)

第十六章

鑛山採掘の事

本國の鑛業ハ續日本紀に 文武天皇二年三月因幡國より銅を獻すと云ふこと見ゆれ
 と慶雲五年武藏より獻せし者を以て初也とせられたるより年號を以て和銅と改められ
 りされば本國より獻りたるは是時より十年前なれとも鍊鑄の術精しからず鑛の儘にて
 獻りたれを珍重せらざりしならんか當時掘採せし地は岩井郡荒金の山中なりといへ
 其後世多く降りて元錄中同郡洗井より銀鑛を數多採出せし由いへり大同元年同法性寺
 山金始て開く里諺に昔此里に老たる夫婦者あり但馬に國商人來て其屋を寄居とせり
 或る時其地爐に燒所の薪をふるに皆金精の湧れあるが如し商人是れ不思議也て其地
 爐の灰を買求めて販りけるが果して灰の中より金の飯を得たり是れ幾の年とや積けむ

薪より卑れる金氣の徐々に集り玉の如きなれるも乃なるへし商人重て來り其土地の体
 相どうかひひみるに沙石は素より草木野菜の類迄悉く金の萌生水柱如くなりしかば
 金山からむを察して初て間府を開きけるや此金山は先づ但馬の國に流布しければ
 其國の礦民鑛戸など多く來りて掘ける程二年久しく金の出けるまど夥しかりしや
 幾程なく金も出止みにけるとがされば享保十六七年の頃鳥取の市民久米屋某同寺山の
 舊穴を採掘せしり銅鑛盛に出來りて僅々拾余年の間純銅一百二三拾駄を調練せしり元
 文中銅貨非常に低下したれば遂に之を廢止せりとを安政中山添某復大に採掘に従事せ
 しりか程なく廢業せり文祿二年同郡銀山村の後三日月山初て鑛開く里諺も傳ふ茶臼立と
 云ふ銀山間府へ大同二年に始て開けるといへば後久しく中絶文祿二年冬再興開く其比
 俄に銀出ける山の名を三日月山と云てさのみ大なる山より非ず只假りに掘らしけ
 るか深く掘入に従ひ銀の出支限なら掘出しぬる土を拵へ吹立て銀となしぬれば其土六
 方白銀と埒成にける是を聞傳々々て人の集ること甚しく我先と掘にける此時の郡主宮
 部善祥坊なれば急き此旨注進す折節宮部氏一族朝鮮出陣の留主のひなれば留主居の重
 臣宮部市兵衛惣奉行として其他奉行役人をも配分して非法狼籍なき様に下知を加へ明

て守せける京都遠國とりも聞傳つゝ人の集る事幾方と云限りなくさる程に腥香に蠅乃集る如く此谷の切々詰めより蒲生の下り迄二里許りの間谷々に小路を開き二重三重に家次建て續あるとあらゆる商人細工人迄ひと軒を双べける間聽て七八千戸に及へり寺院も十ヶ所許り有けるとを常には人通も稀なる山中俄に市町富貴の地とある事こそ不思議な次第に人多く集り連上銀を増山を乞請道らへ日夜を分たず堀ける程銀乃出けると又十倍せり己に六七十年の間如此なりければ餘りに間府穴深く堀入り人の出入も自由ならざりしふは此處より二里計り山奥より谷水流とよけ山を崩して堀取らんとせしが忽ち山降して何れか鐵穴やら皆無不明となり間府儘つぶれ多數人死ありけるとなり其後は堀へきやうもなく次第に退轉してあつまりこのども皆散々になり池田備中守郡主と成玉ふ時分には早や皆斷絶と近年銅も出さるなり

第十七章 諸種工業の事

機織は 允忝天皇の御宇諸國に 織部をおかれて専ら絹布を織らしめ給ひし事あり當時本國にも二ヶ所の織物あり一は岩井郡の服部郷一は高草の服部村なりとを其後元明天皇の和銅五年にも因幡其他諸國に綾錦を織らしむやあれと後には絶へて聞く

事あらざるとき近代氣多郡青谷とり白木綿を織り出し、が今廢せり又四五年前より各地蠶業大に開き製糸場の設立少からす其他紡績所織工所等漸々盛大ならんとする傾向あり

刀劍は 後醍醐天皇の御宇小鍛冶兼長あつ兼長に次て幸長清長上基かと云ふ名工少なからす近代には忠國兼光壽實を著名とす磁器は安政中舊藩の事業として邑美郡丸山に磁器製造場を建てたれとも土質不良とて間もなく之は廢止せり

陶器は八上郡久能寺の窯最も古し享保中同地の人尾崎次右工門芦澤與兵衛の二男京都の陶工六兵衛やいへる者に御室焼の陶法を傳習せしと始めとす次で官藏といふ者頗る良工の名ありきは頃より同村の陶工四家に分れて營業せしが惜い哉粗雑の陶器世の嗜好を飽かしむる事能はず今は尾崎芦澤の二家のみ遺業を繼げり近來邑美郡丸山法美郡桂木にも陶器製造所を始たり

第十八章 各所温泉の由來之事

岩井温泉は古名を島根の御湯といへり島根を同郡本莊邑よ島根の水にてあり是れや

かて其近傍の総稱とされるに因ると堀河百首に

よと共に下に焼く火はなぞれとも

島根の御湯はさむるともなし

と見ゆ此湯の起原は貞觀中左大臣藤原冬嗣の裔冬忠の子冬久にして其母の己を愛し其兄を廢するの意あるを知り伴り狂して家を出で此地に逃れて財と散し貧困を恤む冬久乃居次と徒せ然んとして山城より此地に来るや偶々神女に逢ふ涌泉の處を指示して終焉の地と爲さしむ且云々余は醫王なり汝を俟つこと久しと言訖りて遂に見へす冬久感謝して自ら醫王の像を刻し佛閣を造りて之を安じ湯榮山如來寺と稱し以て之に報ゆや云ふ浴場を構造し爾來俗客群集するに至れり其後戦亂相繼ぎて湯池皆廢没せしが寛永中光仲君之を再興せられあり湯質は硫氣ありて鹽分多く痼疾を療し殊に徵毒に宜し吉岡温泉は起原は長和頃此地の豪族利部某一女あり惡瘡を患ひて醫藥効なし遂に之此地を携へて高草郡菖蒲村の醫王祠に詣りて祈願するまや一七日満願の日醫王の告に依りて此泉を發見し女として之に浴せしめ瘡全く瘡ゆるを得たり永録の頃吉岡將監を領せしと以て乃ち吉岡湯村と稱し浴場を設けて年々繁盛に赴くを得たりと云ふ或る里人の傳へにこれば今の入込湯の側に古柳樹ありて其株の朽穴より湯脈を發出せりといふ湯質は鉄硫黄食鹽を合皮膚病に宜し

勝見温泉は起原詳ならずれ共里人の傳へによるに往古此邊一大澤なりし一日白鷺の雙脚傷さあるゆ此澤に下りたるまに飛去せさりし事十余日許なりければ諸人怪み見て之を驗るに澤中に温泉ふさいたりければ因て之を鷺乃湯と名けたりとが慶長の頃龜井氏此邊の沼澤を填め彼の湯を興えて更ニ湯税を課せさりゆは近傍の村民争ひ來りて家を移し、者多しと近來に至り温泉濱村新道の側に發出したれば原湯隨て衰へぬ湯質は食鹽と硫黄とを合みて皮膚病に宜し王政維新までは三ヶ所とも藩主の別殿もありき岩井吉岡甚た段賑なり

湯谷温泉里人傳へて云ふ本泉は神代の昔しより涌出すや而して元文年間村民谷長某醫王靈告よ依りて浴場を再築し子孫相繼ぎ今に至るまで其湯戸たり鳥取市に距る西南四里余道路は播磨街道以西は峻惡にして車以通せず浴容も亦随つて尠なし

第十九章 宇部神社之変

法美稻葉卿宮の下宇倍の山の麓にあり一の宮と稱し國中第一の名社にして延喜式に載

する因幡國一百八十五座の一なり社格へ國幣中社として大化四年の創建なり祭神武内宿禰 宿禰を仁德天皇五十年三月を以て本國龜金に下向せられしか後其在所を知るものなし只双履のみ残りといふ里人等よりて其神徳を追慕して己ます遺跡につと宮を建て祭祀を行へり貞觀中從三位を授けられ元慶二年正三位に進められし事見ゆれば朝廷崇敬の名社なる事知るべきなり

第二十章

樗溪神社の事

鳥取市上町樗溪にあり慶安三年の創建にして東照宮祭神徳川家康公を祭る昔は祭禮最嚴重にして因伯二國之に及ぶ者なし其行列は軍旅凱旋の式に擬し神輿を古海の松原に渡し奉りしなり此日は藩主自ら出て其祭を執行せられたり本社の別當は大雲院神主は代々永りて舊藩祖池田忠繼忠雄光仲三卿神靈を合祀し社號を今名に改免縣社に列せしめたる同十一年迄近代の藩主慶徳朝臣をも併祀して其徵志を表せり同二十六年八月九日光仲朝臣に二百年忌を當れるを以て士民舉て大祭典を執行せり同社の堺の内に碑あり其文左の如し

稻園

稻園敷島の花をさみて

ぢめも香れぬゆき心も見る處より見

是國歌碑元係舊二藩學尚徳館中所建即我附正二位池田公所賦也距今十年有志諸士胥購移之干縣社樗溪神社之畔既而恐其詞意或貽後人疑或囁記于精幼爲館中生徒又嘗奉仕公之左右者豈可辭以不文乃記之曰夫尚徳館創於寶曆中而規模未備學制未全者實百有餘年矣逮我公襲封首修理之更設演武場率一藩子弟日肄業其中又築武神之廟營孔聖之廟建是碑於其側以示文武不可岐皇道儒學相須爲用之義蓋欲使日夕出入者覽以有所興起焉其勝披之方陶冶之術無所不至是以一時人才輩出文武兼備可謂盛矣乃廢藩置縣館亦廢爲鳥取中學學制一變規模構造並改舊觀祠廟已毀碑石孤存是諸士所以有此舉也抑樗溪神社初祭東照宮後合祀 藩祖及我 公固爲國內人士所崇敬矣自今且莫拜此社者仰是碑誦是歌以知所自修自勉則我公所以愛士之志不朽而諸士所以酬恩之義全矣

明治十七年三月

田中 精 謹 識

鳥取藩主池田氏之碑

湯本 彦謹撰

洋々池水分源天潢厥流惟清厥波惟揚烈々興禪移封北土是因是伯開國
奕府山河雄峙巍々厥城士馬如雲國之藩屏尙武正義賞罰明決民勦厥業
士勵厥節惟子惟孫无逸无荒事修祖訓率由舊章岱岳濟哲教文興學眞證
清穆既仁且德惟贈二位來自東藩允文允武深源培根羽異贊皇猷獻版納
籍國存偉勳民浴厚澤一朝溘焉天子悼衰褒贈煥赫嗣廟崔嵬共立之社舊
恩之士勳銘貞珉以諒千祀

明治十三年十二月

共立學社社員立石

角田安成謹書

同右碑の裏にありて左之

樗溪神社碑陰誌

共立學社諸員欲建石於樗溪神社記
舊藩主池田氏之功德以報遺恩屬銘
余々亦嘗同其意者義不可辭因忘不
文爲撰此銘
文彦賦

第二十章

長田神社之夏

當市上町にあり社格は縣社にして祭神を事代主尊猿田彦尊とす往昔より舊領主池田氏
世々産土神として崇敬せり今と距る二百四十余年慶安年中まてい舊城の邊り鎮座し
其地今東町字として宮内町と云ふ同三年に至り現今の地へ遷座せし享保五年石黒氏
の火災に罹り寛保の頃國主池田宗泰君之を再建すと云へり社地今字宮谷と稱する丘岡
の麓に在り

第二十一章

招魂社之事

初め明治三年邑美郡瀨坂代々山に建立同十三年鳥取西町字堀止々町に從せり又同三十
年十一月廿日上町字樗谷へ移りてい明治維新前後伏見東台奥羽西南の役國難に殉せり
及日清戦死者を祭る所なり近年社内に櫻花數十株を植付しか今一層の餘景を添へたり

第二十二章

聖神社之事

邑美郡行徳村にあり當社は祭神邇々藝命穗々手見尊事代主命とす安永五年八月神階正
一位を授り玉ひ明六年六月初て夏祭行る其より毎歲六月六日より十一日迄祭禮を執行

す氏子男子の童蒙踊躍して歌舞をなす輻車臺車を引渡して殊に賑はしく神威益増し靈光赫々たり今社殿は寶永七年閏八月造立にして明治廿九年十一月五日郷社に列し毎年六月十一日大祭にて御輿渡あり

第二十章

倉田八幡宮之事

同郡馬場村字宮田にあり祭神應神天皇仲哀天皇神功皇后とす壽永文治乃頃此地に勸請し社殿壯麗を極めしも中世毛利元就崇敬せしより永錄元龜の頃は社地廣大社殿樓閣林立し神領數百石よして神宮も數十戸ありし故に今に其名を遺存せり天正九年兵火に祠宇焼亡し寛文二年五月十五日因伯兩國主池田光仲公再建立其より池田氏尊信あり明治元年三月倉田神社と稱す同十二年六月舊號八幡宮を復稱人民崇敬の神祭也同廿七年郷社にして

第二十章

金峯神社之事

岩井郡牧谷村竹美山にあり祭神は天之水分國神之水分神勾大兄命昔大和國に吉野郡金峯神社を勸請すと云傳ふ中世以來佛法盛なりし故更に藏王權現を勸請本社相殿して之祀亦社號を改めて總名藏王權現と改稱す文治四年源賴朝故有て社領三百石を寄附す文和二年山名氏清戰

場より歸國の時治世祈願の爲社領三千石を寄附す其頃三十二院を置示來社祭を盛大よして舊鳥取藩主池田氏に於ても大よ尊信せり近國人民の崇敬する事今に顯然たり文治前後の由緒古記等天正年間兵火に焼失して今に傳らす王政維新以來神佛取分の命令を以て明治十年四月に至り佛像佛具及社僧を廢止し舊復して金峯神社と改稱す

第二十章

美取神社之事

同郡大田村大字大田谷にあり祭神大物主神とす延喜式内所載因幡國巨濃郡大神神社是也由緒不詳と雖とも國主池田光仲公より代々尊信あり明和六年十二月六日圓滿院宮の筆の大神神社額壹面當社へ奉納あり今に其額存在當社を郷中一乃宮と稱し人民崇敬の神社なり延享年中兩度當郡浦富村荒砂神社と式の爭論起り未決定當時美取神社と稱す明治五年二月社格郷社に定めらる

第二十章

賣沼神社之衰

八上郡曳田村にあり祭神八上姫とす大己貴命の妾神也大己貴命兄の八十神と兄弟二神各稻羽八上姫を婚として出雲の國より來り玉ふ大己貴神從者となり袋を負玉ふと然れとも遂に八上姫嫁縁り玉ふ事舊事記古事記にも委しくみへたり先代舊事本記に上皇初代

八上姫出生の地なるを以て祭祀之或は大巳貴命の袋を捨玉ふ處を袋河原今袋河原なりといふ
艶書をかき玉ふ地を倭文高草郡倭文村也と云ふ婚玉ふ里を縁通路と名くと今の円通寺村これなり

第二十章 賀露神社之事

高草郡賀露山の上大山祇命 武甕槌命 木花開耶姫命にあり祭神とす社殿宏壯近郷に冠たり明治
年社格縣社とす祭禮は三月十五日にして參詣の人甚多し當社は地神第一の神にして初
め大山祇命を伊豆國三島神社より勸請し賀露秋里江津晚稻南限の五ヶ村の總鎮守とし
後ち猿田彦命以下の諸神を配祀せし然れども年代遼邐として今攷ふ可からず後ち天平
勝寶六年吉備大臣唐とり歸朝の途次風波の難に遇ひ今の鳥ヶ島に漂着す其の緣故を以
て大臣逝去の後ち其靈を合せ祭ると云ふ

第二十章 白菟神社之事

同郡内海谷の西なる松林の中に在り世人之大菟大明神或は菟の宮と稱し白菟の故事を
古事記に大穴牟遲神兄弟八十神稻羽乃八上姫に婚まさんと欲して出雲より本國に來給
へる時氣多ヶ崎に一の裸菟病み伏せを八十神立此菟よひひらく汝すべきやうは此海潮
次浴み風にあたりて高山の上伏せとといひ玉ひらに菟即て其教に従ひしに痛苦耐

ふべくも有らず只泣に泣居あり大穴牟遲神後れて至り其狀を問ひ給ひしに菟去々と答
ふ大穴牟遲神憐みて更に淡水もて其身を洗ひ蒲黃を敷きて其上にこひ轉ばしめ給ひし
いはば痛苦忽ち己みにさとも見へたり今此神社は後の上と高尾と稱し其伏し居たる所を
伏野今伏野村なりといへり

第三十章 日吉神社之事

同郡布勢村卯山あり祭神近江國日吉神社のうつしにて大山昨神を祀り奉るる明治
年社格郷社と號す文正元年國主山名勝豊此地天神山に城を築く時當社を建立し山
王權現と稱す王政維新後日吉神社と改號す祭禮四月十五日參詣の人甚多し當社の後に
湖山地あり風景佳なり

第三十章 松上神社の事

同郡松上村の山にあり祭神國常立尊とす貞元元年二月朔日創建其後慶長年中龜井武藏
守當郡を領知の時社壇を造替し尊崇し玉ひてより當國の大社となれり寛文中池田光
仲君再造替ありて神殿王とみかき朱の玉かき光とをそり毎年四月朔日年中兩度之祭禮國
中諸民群集夥しきは東若櫻の邊まで聞つたへり王政維新後五月一日御祭あり

第三十 加知彌神社之事

氣多郡寺内村にあり祭神彦火々出見尊鵜茅葺不合尊玉依姬命也す王政維新後社格縣社に列し祭禮十月廿一日

第三十 鷲峯神社之亓

同郡鷲峯山西の麓にあり 桓武天皇延暦年中神廟を御冠ヶ嶽に建る古宮地是なり其後燹火の爲に燔滅し社宇を麓に改め造る干時 花園天皇文保元年五月廿九日とす里人今古宮は是也元龜年中藝州毛利氏再興慶長九年郡主龜井武藏守故有てこれ燹燒捨られ祭事斷絶する事九年也同十七年息豊前守又之再興其時社地を轉す今代神廟是也祭神大己貴命素盞鳴尊稻田姫三座なり

第三十 大雲院の亓

天台宗にして元鳥取市上町樽谷にあり東照宮別當にして僧公侃の開基慶安三年國主池田光仲君創建なり寺中に支院四坊あり當時へ甚壯麗なりき明治維新の際樽谷より同市立川四丁目なる末寺靈光院に合併せり靈光院は米村廣治乃建設にて今之を大雲院とい

ふ本尊阿彌陀如來なり並元三大師堂宅間堂もあり近來櫻樹を移植し池中に蓮を増殖す花時の風景絶佳なり

第三十 興禪寺の亓

龍峰寺と號す黃派の禪宗よみて鳥取市栗谷町にあり僧千呆禪師の開基元祿六年藩主池田光仲君の創建國中第一の伽藍よして寺内に支院三坊あり池田氏累代の菩提所なりき明治維新後池田氏東京に移轉せられしにより堂塔隨て廢壞せり現今は堂宇一棟を殘るに過ぎず本尊釋迦如來あり

第三十 龍峯寺の亓

同市栗谷町にあり龍徳山と號す臨濟宗にして慶長十一年池田輝政の開基創建なり古へは堂宇壯嚴を極めしも今は明治十六年の再築に係る本堂一字あるのみ寺傳を按ずるに慶長年間池田輝政播州姫路在城の時菊潭 師に歸依して同所に一字を營み陣中の守護佛藥師如來を以て本尊とす次男忠繼岡山城に移り三世光仲君鳥取に封せらるゝに及び當寺も亦三轉して此地に移る時慶安三年なを池田氏累世の香華院たりしも維新後漸く衰頽し池田氏累世の墓地は法美郡奥谷村に在り今は龍峯寺の住職守護せり

最勝院之事

同市湯所町にあり眞言宗にして初め法道仙人美濃國某地に草創し如意山久松寺と云ふ池田氏當地に封せらるゝに及び寺を養壽院と改め明治維新後又發し當市寺町最勝院此所に移り藥師如來を以て本尊とす又境内に臥龍松なる古松ありしが明治廿六年枯死して其幹のみを存す傍らに碑あり舊藩士正牆薫乃撰する所なり其文左の如し

臥龍松碑陰記

因藩學士正牆薫朝華撰并書丹

寺稱養壽院在久松城之近北舊號如意山久松寺。相傳天長九年弘法大師創此寺。爾後經七百四十餘年。天正中豐太閤之征此土也。城陷寺亦爲烏有。及吾藩封興禪公就國。繼絕興廢百度。惟新寺遂復舊觀。庭中有一古松生巖石上。亦傳大師所手栽也。蟠根屈曲而樹不甚高。枝皆下垂。其最大且長者。蜿蜒數丈斜亘池水。猶龍臥此碧雲也。實千年外物。頗免當時兵燹。至今貞堅繁茂鬱々晚翠不改其色矣。古者秦皇封泰山松爲五太夫。其人既亡樹亦失傳紀。然則松之壽非久。而人令之壽且久也。今此松受吾繼興之恩。長浴國家雨露之澤。何啻周代甘棠之遺愛而已乎。後是幾百年。城元興寺不寤不家香華院歲時展墓必憩其下。風味吟嘯撫之。盤桓不能去現住有正法印。將立石其傍以標之。乞其名與記。

余不敢辭。乃名以臥龍。且書之以使後人知勿剪伐之意云爾

安政紀元龍集甲寅冬十月

第三十八

寶珠院之事

同市北本寺町にあり明治三十年四月廿七日舊三月廿六日始て會陽開く當國中及び近國賽人群集す是より毎年陰曆三月十五日にあり本尊ハ日本三体の外ハ眼白隨一不動明王の靈場にして皇室の御菩提所なる泉涌寺住職前管長鼎龍晚大僧正より降魔湯の三大字と書したる額面の寄附あり深野前本縣知事よりも會陽の二大字と認めし額面の寄附もありて昔徳川家廉は關ヶ原の合戦に同明王を祀り戦勝を得たる等靈驗著しく有名也明王なりと云ふ

第三十九

昆沙門堂之事

邑美那田島村にあり神宮寺と號す 花園天皇御宇の正和二年中郷領主村田吉間。入野大藏。中島大仙。三人の發願として神宮寺を建立其後山名氏當國守護職の比に此の寺に祈願所ありといへり其時に當寺は繁盛なり天文年中山名豐數國主寄附の金剛盤あり其銘今に分明也文緣二年秋八月洪水の爲に堂宇皆無に流没して郊原乃地となる慶長元

年三月頼賢と云へる密宗の僧伯州より但馬へ通るやて當村に寄宿しゑる其前夜に村中の人に夢に告有て放光奇瑞を見て昔乃御手洗井内より一寸八歩の多聞天の小像得たり是神宮寺ありと時の本尊安阿彌の佻也此事を頼賢に告て行號の僧を暫と留錫せしめ一草庵の開基す其頃田野島村に山根万佻と云者あり此事を隨喜して此一草堂をこんりうして彼の本尊を安置す是後頼賢諸國修行の僧なれば何國へか行脚に出たり繼席の僧も無く村中の支配と成て幾人か庵主をも置たれ共歴代の次第もくれず元錄年中行性と云淨大宗の道心者よ此草堂を守らとむ此時諸方へ勸化して草堂の破壊を修葺し新に三尺一寸の毘舍門天王を彫刻し昔の小像を佛軀の内に佻り込けるといへり其後福壽院と云る修繕者又請待して草堂に居らとむ此の人因伯を經歷して十方のためを勸葬して二間四面の毘舍門堂を新建し實に永録は來の中興なるもの也享保十五年九月造早して入佛供養の儀式を執行して結縁の爲に一七日開帳して諸人に瞻禮せしめ又一七日護廣を修めざるなり明治維新に依り廢堂たりとて同五年七月官許を得て復舊す鳥取片原三目丁晴雲寺請待なり毎年陰曆正月三四兩日諸民群參せり

邑美郡田の島村古へ山名殿代々國主と稱して高草郡布施在城せられし時まで此所の布施の大手にして但馬より伯耆へ通り布施城下より但州へ往來の街道也故に此所は甚だ繁昌の地にて邑美郡の内の大村よして村家も多ければ時の人田の島千戸と呼けり村中に寺院多くありて此頃今の毘砂門

多門山今瀧寺と云則八幡宮の神宮寺なれと一名よは神宮寺とも云へり之よ昔は八幡宮地の跡も森の中にあり此寺の盛なりし時の物とて古き經のされ杯少し残りてありいづれの時代よりの寺といふ事も知す年久敷當村に有し寺と見へしが其中寺の世の亂れに持傳へたる舊記と忖滅したり唯一ツ屋形山名豐次の武運長久と祈禱したる時の護摩の佛具有施主武田又五郎儲に銘有て紛れなき古物也武田高信と布施の山名氏家老にして鳥取の城代と成けるの名城に捲籠り逆心を企布施屋形と合戦數度に及ぶ武田の爲に屋形山名の一族大半戦死せしたり其時田の島村は布施の大手なれば寺も在家も一字も残り無云爰に權をて暫々人々住はす野原と成ければ是は永録年中なり依て昔の宮社もたへ神宮寺もたえて村の中よ寺屋敷も云ふ名のみ残れたり其後國中靜温しければ居民も昔像を道立歸り本の如く家屋を達連手田の島村の名を引起せり慶長元年當村の中昔の手洗井の内より多聞天の小の跡にたり一草堂建つ享保十五年新に二間四面の毘舍門堂を建立是中興なり

第四章 摩尼寺之事

同郡覺寺村より廿二町許りにあり喜見山と號す天台律宗にして帝釋を本尊とす承知中茲覺の草創なり諸人靈應を祈りて信仰するもの常に絶えず殊に夏會式を盛なり陰曆六月二十六七日とす奥院は此山の奥にありて崑窟中に地藏を安置せり當寺の縁起には高草郡伏野の長者産見の創建なるよしへり天正中羽柴秀吉鳥取城攻囲の時堂坊皆兵燹にありれり當時の堂宇は今の奥院の近地或説曰今鳥取久松山城後秀吉にありしとと元和三年池田光政君伯耆國主先判に任せ山林若于寺祿等附與せられ寛和年中大雲院二世榮春中興の開基なり

第四章 常智院之夏

岩井郡岩常村にある天台宗にして本尊十一面觀世音と號す當院は舊大杉山滿願寺と稱す岩常城主山名伊豆守時氏の菩提寺の爲に建築く其時に堂塔院宇みちみちたふ伽藍と見へたり天正年間兵火の爲に當寺残らず焼亡す慶長二年光慶法印再興即今の号に改めり

或説に曰滿願寺岩常村の上の山にあり昔の大寺なり概に太平記には後村上天皇御宇正平十年神南合戦時よ國主山名時氏子伯耆國主同師氏共の京都將軍時氏にむきて南朝の方とありて因幡伯耆二國勢を引きて神南にて將軍と戦ひて山名父子の方打負内備勢多く打死せしかは師氏は其六人名をかたしして當國岩常の道場へ送り其菩提を吊らひせられけると云へるは此寺の事なるべし

第四十 二章 本光寺之變

同郡恩地村にあり曹洞禪宗にして本尊釋迦如來と舊巨濃郡大野の地に彌勒寺と号す屢住名を闕ぐ事久し應永元年防之鳴瀧奉雲寺第三世南壽の嗣弟南章長勝師遊歴し來て彼空院に偶居す因に領主山名熈貴の歸望に依て永享五年恩志呂村字會下原に彼寺を移し枯笑山本光寺と改號師を開基となし佛頂瑞應禪師の勅號を賜ふ其のち天正乃頃山名氏没して衰へ寛文七年國主池田光仲君父忠雄若の爲に再興して今の地宗寺屋敷と云ふに寺を移す享保十一枯笑と瑞應と改む故よ山名氏を開基とし池田氏中興とす

第四十 三章 正蓮寺之事

法美郡正蓮寺村の而影山に正蓮寺の趾あり 一條天皇の御宇の時建立せしと其後屢々兵燹に罹り今は昆沙間堂存するのみ近來此處に碑立つ

多 聞 大 舊

正蓮寺昆沙門天碑

鳥取之南里許有山曰面影名顯於古歌爲國之勝區國府川繞其東麓而北浙山之西腹有昆沙門堂安置木像其下有正蓮寺村像厥村所煙祀云今按舊記地有曰正蓮寺 一條帝長保中僧慧心來寓于此像安置焉

延元中寺羅兵燹住僧匿像於寺後石窟而遁後人建堂奉之元龜中再羅兵燹像得免焉寺南有修驗真道遷之於其坊而世々奉祀至實永中國主池田公老臣荒尾主計又爲與多聞寺又明治新政廢毀而村人尊信不措於是里正井關重戸長石河源五郎前後諸縣迎像復祀乃使真道裔重司其事購四傍若于畝地附之今之昆沙堂是也今茲春重子重雄源五子鉄藏鳩工建碑於堂此古寺跡更擴境城名曰多聞園來請曰靈物之存世非偶然也此像成九百年之前數經災危而不捐村民之信之愈久愈篤信而神亦著焉今復之於舊君盡記之予曰善佛日萬法唯一心々誠求之何福不獲是故楠公母之禱志哉山昆沙門面生重成今因幡之人心誠禱之則

蹟

安知補公與重成不復出於國中哉乃書此以與之碑後有一大推樹技葉蔚蒼因輪叶蟠苔薛被之蓋數百年來物所積石窟在其下碑前二古松左拈右存亦如老龍將升天雁嘯續入寂颯々有聲園前極曠濶可以登云
明治二十九年季十月

攝密顯四官陸軍中將正三位勳一等子爵 鳥尾小彌太題額

伯耆 川合清 九撰

第四十 第四章

谷村觀音堂之事

同郡谷村の奥五町許り山上よりあり縁起に曰 聖武天皇之后光明皇后御産の御祈のため行基に勅りして佛像を數多彫刻し諸寺諸山に納め玉ひと時此尊像を南都興福寺の西金堂に納玉ひと其後叡山の延曆寺にましくある云 平城天皇大同元年に當國登儀郷谷の村に一字建立し玉ひ坊舎建連子寶生山円城寺と號し御祈願所となる其時此尊像を傳教大師叡山より下し玉ひ當寺の本尊として専ら寶祚長久天下太平國土安全を祈りとなり依て今も當村の入口を大門と云天安代比大江貞基當國任國よて下り玉ひと二子無ゆ夏と歎き此觀音を深く信仰して夫婦參籠し玉ひ他念なく祈願あましに満する

曉かゝるに北の方の夢に觀音の靈像を抱くと見玉ひ夫とり御身も唯ならず覺へ玉ひ程なく一女を設け玉ふ是れ則ち和泉式部なり成人の後歌人の聞へ世に高して上東門院の女房たりしか其後元暦の比源平の戦ひに當國の在々村々焼打にす悲ひ哉當時伽藍坊舎悉々焼亡比其後年久しくして建立す

第四十 第五章

吉野堂之事

同郡松尾村舊の吉野村と云ふの中にあり眞言宗にして學行院とす本尊藥師如來とす兩脇土あり左は阿彌陀如來右は觀音薩陀長さ六尺也由緒と和銅二年開基行基の彫刻にして當國伏野村長者寄進花慶山光良寺と號し當時は廣大無量の大寺也しとめや天曆二年の兵亂に當寺の領物とも残らば押領せらぬ其上伽藍残らず焼失文治四年三月二位尼再興す又四尺三寸廻り金作りの釣鐘一字建立あり其鐘のいぼくの中に平家の一門の苗字悉し彫り付上には新中納言知盛建立と彫付有りといへ共施主は西蓮なり本名彌平兵衛宗清とあり天正元年雲州尼子氏乃浪人山中鹿之助國府の甌山在陣代時此地に黄金多く埋乃置きたりと聞傳へて鹿之助其郎等佛軀を打破り 求めむれとも得ずと今に其 あり慶長九年にて辻堂に入置きありと云ふ村民申合せ四間に六間の草堂を建立し其後に今乃堂を建

せしなり

第四十
六章

大安興寺之事

智頭郡用瀬驛の北廿町鷹狩村にあつた大化年中法道仙人草創す仙人は一名徳空といひて天竺の人なり少時靈鷲山にありて金剛摩尼法を修し道次得て四方に遊ひ支那朝鮮をへて日本に入り播磨國法華山に止まれり 孝徳天皇御不豫の時召されて宮に入り加持せしが其効少ぬらむとのり仙人本邦に在て開基せし佛閣十個あり此寺亦其一なりやむふ本尊薬師如來やす和銅二年 元明天皇勅して醫王山大安興寺の號を賜へる實に國內の古利なり毎月八日二十日廿一日を以て緣日として賽人膺集して境内頗る賑へりと云ふ

第四十
七章

横枕薬師王堂之哀

高草郡横枕村の中にあつた昔此地より五町許を東に稻田や云處に寺あり稻田山薬王寺と號し其寺の本尊といへり寺に永録中の兵火に燔滅す其時本尊及び四天王の像を持去り近村圓通寺の山の谷隘の窟中にあつと置けるが其後寺を再興の人もなく時去り世移りて元録四年の春此村の里民彼の窟を穿ち本尊並に四天王等堀出せり其比鳥取芳心寺八世日勇と云へる僧今當寺を建立し醫王山朝日寺や改めらるなり横枕村といふは文正應

仁の比布施の屋形山名勝豊の時内室難産の患ありて當處稻田山薬王寺の本尊薬王佛に靈應を祈られければ夢中に老嫗來りて室女に枕を與へ横に卧しむるとみて忽一男子を誕生せり横枕の名此に生するよし國中婦女多く參詣すといふ

第四十
八章

長谷觀音之事

同郡長谷村より八丁西の谷奥にあつた福聚山長谷寺とす眞言宗として國民長谷の觀音と稱す名高き靈佛なり和銅二年創立天平中吉備大臣大唐より皈依のやき難風に遭て當郡賀露の津に着き玉へり其時に志願す因て此地に大和國の長谷寺を移して觀音を安置せらる亦降此里の名とある由今も陰曆正月國民多く參詣す

第四十
九章

氣多ヶ崎之事

同郡内海村の杖衝坂の海に突出たる山鼻を正木端と云氣多ヶ崎是也といへり又名を神向神下共いふと云へり其沖の方に屏風を引たる如し四角に直立する島を於岐島と云へり高尾は白兔神社の後山なり以上舊事記に載所の名所なり又戀島といへるあつた於岐島と氣多ヶ崎との間に常い水とひとしく扁き小島なり千瀉にあらざれば明かに見へたし大己貴の神此島にとりて八上姫を慕ひ玉ふ迹と云傳へたり今こゝ島や云ふは戀島の

轉語なりと神下神向も皆大社神の通り給ふ故事に據れる名稱とぞ舊事記の所謂白兔の於岐島より和途の背を踏て氣多ヶ崎へ皈るとあり

第五章 湯山池之事

岩井那湯山村にあり昔は裏海の跡也寛政天明の比池周廻五十町許り池後は細川池につゞきたり湯山の方を上池や云ふ細川を下池やいふ中比まで大池なりしとぞ近代沙を吹埋せ新田となり今残りの池周回廿五町拾間小蝦を産し名あり近來當村外た湯山村疏水紀功碑を立つ

湯山 又久年間湯山村里正宿院義般大興土功至今頼其利村民前川儀三郎等皆謀欲建石紀功以存永世屬文於余湯山村在岩井那介山近海常苦旱害有湖周回五十町許淤塞爲沼澤而其西南隔山巒又有一湖稱多爾池濃隘停蓄早燥不耗而無能流通之者義般也爲里正欲興利除害計畫有年日就多爾池溉早田流沙土填沮洳則水利可通矣新畝可墾矣乃具狀請鳥取藩差吏檢案可其策允之發帑金備器用開隧洞穿山趾目湖至山土居連亘一千六百餘間作長渠以導湖水設閘門以前制水量是役也

紀功

功碑

用工若干百人資金二千二百餘兩閱日四百餘日功成如其素時文久二年三月也自此水利疏通永免旱害且得新畝二十餘町矣今茲挿秧之候天久不雨往々苦旱而本村獨無事父老相謂曰嗚呼是豈非藩公之賜與宿院氏之功乎哉冀子孫萬世莫忘其德也於是建碑之舉矣余已偉宿院氏之事又喜村民之志乃記其事且爲之銘曰
惟智能籌惟仁能字轉禍爲福捍思興利蓄畝通開禾稷厥遂邦君之仁里正之智豐碑爰建偉烈爰誌千萬斯年其蹟不漸
明治二十六年十月 森本滋榮撰 松田重實篆額并書

第五十章 石堂之事

法美郡岡益の西一町あまり隔りたる小山乃森林中にあり室は二重臺にして下の大臺は方三間二尺なり一扁石を以て築合せたる如く其上の一臺は方二間半高一尺二寸厚上面二尺三寸なり其中央に天蓋をいたゞける圓塔を安置す長六尺余方四尺余あり大臺の上三面より盤石を以て屏風を立てたるか如く囲みたり其石の大き凡竪六尺余横四尺余或は五六尺もある可也今は大に破壊したれど其製作は宏大思ひやられぬ可し享保中迄

はこの圓塔の文字も分明なりと由にて里人安徳天皇の御陵なりと言ひ傳へあり又岡益と一里許を阻て新井邑あり此山乃南麓に一石櫛あり長一間許となり二位尼君の墳地なりやいふ此と一又二里許奥に荒舟山あり 天皇崩御の地なればとて里人此處を崩御の平といふ因云是の 天皇の御陵ハ長門壇浦の外に全國十三ヶ所ありやなり

第五十 二章

蒲冠者源範賴墓之亶

八上郡片山村の最勝寺の後園山上の茶圃の中あり範賴の墓と傳へたり建久四年參河守源範賴當州漂來の時梶原景時討手に來りしは之を欺き範賴病死と披露し當寺に入て出家し教賴法師や改名有て其實同八年十一月十日寂し給ふ則ち靈石山最勝寺に葬る行年四十五歳息男吉見次郎範國當郡にて土師郷三百町領知して門尾村中山に在城す其子孫岩井郡延興寺城主吉見宮内大輔と云ふ永祿中武田高信が謀叛を憤り宮内大輔當國を去り但州へ退去あり塩谷周防と改名して二方郡芦屋地主とす天正年中秀吉の爲に落城し周防又因幡へ落來り同年秀吉鳥取の城を攻玉ふ時鹽谷氏を雁尾の城に籠り丸山城には奈佐日本之助籠り雁尾城ハ秀吉の爲に攻落さる塩谷氏雁尾を捨て丸山城に籠り數月の後鳥取落城の時同日に自害して失ける

第五十 三章

柳原權中納言量光卿墓之亶

法美郡百谷村一溪山柳原寺の境内に量光郷夫婦の墓あり昔此の邊ハ領知せられあるが時の亂をさけて京都より此の地に蟄居し夫婦とも此の處にて卒去ありとなり當國下向ハ 後土御門天皇足利九代 將軍義尚文明十八年の比より北の方は永正五年十二月量光郷は同七年八月に逝去せられし由量光郷長子を資緒卿と稱す隱逸にして官位昇進を不望家嗣を弟資定卿に護て其後京都に歸る其子孫今の東京華族伯爵柳原前光なり又資緒卿其の身を當國に留りけると其子孫伊藤加藤兩氏あり伊藤は世々當村に住居し今實藏と云ふ是れ末也加藤は八東郡皆原村農民徳一郎と云者其末へと云へり

第五十 四章

山中鹿之助幸盛墓之事

氣多郡鹿野村下町鹿野山幸盛寺本堂の後左側にあり石垣方一間許高さも凡そ同し其上に無縫塔を安め臺石に法名を彫刻す爲幸盛寺殿潤 居士天正十一年癸亥七月二日沙門城進社照譽上人建立と鹿之助は雲州富田の城主尼子氏の浪士なり此れ地に墓を築る事は龜井武藏守由緒有て其誌を殘されしかり其子細ハ武藏守も舊尼子氏の被官にて初は湯新十郎國綱と云しハ十七歳の時當國に落來り近隣村山宮村井村覺兵衛と云百姓是も

雲州浪人なりしか其家に養れ居られける時鹿之助は出雲を去り丹後但馬を經廻り當國を横行す素より智勇武策き剛果人に超當國に入て後城を落す事十三ヶ所なりと新十郎古傍輩の因あるを以て鹿之助に隨ひ所々に戦功あり鹿之助其勇氣ふる振舞を稱譽し己がれ女を以て之に娶はす此女子實は尼子氏の一族龜井某と云人の女なり龜井氏早世して其妻女娘は俱して鹿之介に再嫁せり鹿之介新十郎を婿となる龜井の家を再興せり爰に於て湯氏を改め龜井新十郎と名乗られけるは終に氣多高草那の主之に封せらる是偏に鹿之助の後是の恩德よれりと幸盛助鹿之助字設して後追感の志止む事なく新に寺を建立は鹿之助の字を呼て幸盛寺と號し自筆の額を掲げ遺髪を葬埋して永く報恩謝德の追善を修せられしことを誠に殊勝奇特の事と謂つへと案ずるに鹿之助は天正六年七月二日備中國阿部川より阿部の渡りと云所にて毛利輝元の討手に謀り討れたる事諸書にあり

第五十 第五章 吉川經家墓之事

邑美郡圓護寺村の谷隘にあり村より二町余奥五反田と云處の徑の側に方三間餘り丘上より安置す吉川式部少輔經家の墓といへり經家鳥取城中にありて天正九年秀吉公の爲に糧道を絶たれ士卒る代り

武士の取り傳へたる梓弓

かへるや元の栖家ならんと辭世を遺して切腸せし折り秀吉公其首を京都に送り胴体を此處に葬りしものなりと傳ふ

第五十六 吉岡將監定勝之事

高草郡吉岡の人なり其先 村上天皇より出て赤松氏と祖を同くせり住地吉岡を以て氏とす父を春齊といひ六反田城に在りて累世山名氏に属す永録乃末定勝毛利氏に歸して吉岡箕上山の城に居れり天正九年羽紫秀吉因幡討伐の時定勝弟右近と三百人を帥ひて防己尾城當郡福井村にあつたに迎へ拒し城山を負ひ湖に臨み要害甚堅固なり主將定勝かゝる知勇もてさあゑしか敵の先鋒龜井武藏守矩多々羅尾に屯して數々來攻むれども捷つ事能はず秀吉公因りて自進みて三津ヶ崎に陣し水陸並ひ攻めしかども城中少しも屈せず鎗を叢のて防ふ戦ひ割へ大木巨石を亂下せしかは敵衆崖下に落ちて死せるもの數を知らず斬首三百級にいたる定勝の弟右近亦強猛にして連夜敵の牙營を襲ひ敵將多賀文藏之軍旗を奪取れり文藏慙憤のあまり先登して此辱を雪がんことを請ふ秀吉其請を許し借す

に己の馬標を以てせらる城中うらがい知りて文藏を刺殺し馬標をうばひ首級と共に城
塀に列植して敵魁を討取ありと呼ぶ秀吉大に憤怒せられしも更に其術なくて終に軍
鳥取にゆへし茲矩に命じて緊く之を攻囲せしめたり旬余城中糧場支ふる事能はず夜
中ひそかに遁出せり此時定勝毛利氏に奔らんとせしかども道塞まて出づること能はず
返りて用瀬智頭の水内氏に倚れり水内氏は定勝の女誓なり其後水内氏やうやく零落し
ければ共に大塚高草に徙りて僅に農圃に従事せしめ後つひに其家に没せり子五人あり
どふ墓碑は村より一丁許北の山端なる小林といへる所あり野坂より吉岡へ行く
通北左りの山也

第五十七 龜井武藏守茲矩墓之事

氣多郡逢阪村大字山宮村字田仲武藏山にあり山は勝見村より連亘する一小山脈の南端
にして東南は寺内村に境し南は老松雜木にして鹿野往來里道に面す此處正面にして道
傍に石鳥居あり明治十二年十月建之從三位龜井茲矩と記彫せり之より曲折して上る凡
二町則墓所あり此間道巾貳間餘向傍老樹鬱蒼たり墓所ハ山の絶頂にして反別四畝八歩
中央に碑石あり方四間高五尺の石垣之れを繞る其外方五間の玉垣あり碑東北面にし
て中山道月大居士と記彫せり同氏本姓近江源氏佐々木氏にして雲州玉造湯の住人なる

以て初は湯新十郎國繼と稱し尼子氏の浪士なり元龜二年當國に來り當大字山宮村の
住人井村六右衛門なるものに寄宿せり時に齡十七歳なり井村氏も舊雲州の浪士にて同
國の縁故を以て之れを養育す其後山中鹿之助幸盛の誓となり尼子氏の舊臣龜井氏の家
を相續して龜井新十郎茲矩と改天正年間の始め羽柴秀吉公に屬し同九年軍功を以て氣
多郡を賜り鹿野城に居る武藏守と改む慶長五年關ヶ原陣に軍功を以て徳川家康より更
に高草に加恩あり而郡の主と封せられ同十七年壬子正月廿六日行年五十七歳にて卒去
す因て此に葬る今の伯爵龜井茲常は則ち此遠孫なり井村六右衛門の遠孫は士族田中熊
雄氏にして今尙同山宮村に住し系圖寶物顯然年々祭典執行あり

第五十八 舊藩祖池田光仲朝臣略傳之事

光仲朝臣姓は源氏勝五郎と稱す其先 清和天皇より出づ賴光五世の孫恭政始めて池
田氏を稱し恭政以後を九郎教依といふ楠正行遺服の子を養ひて嗣とす之は兵庫頭教正
といふ世々攝津に居しか數代の後恒利尾張に移れり恒利の子を信輝といふ勝入を號す
織田右府信長に事へて豪邁強壯なり天正中徳川氏と長久年に戦ひて没す其子輝政徳川氏
と和し尾張より攝津に歸る後慶長中播磨備前淡路を領し姫路に治し武勳甚多し右近衛

權少將より正三位宰相に進み徳川家康君の女誓たり輝政薨して嫡男利隆家督をつく
母中川清 秀女也 次男忠繼母徳川氏淡路國 洲本城主六万石と号す利隆五十二万石 備前岡山城主三十二万石領す
 嫡男光政君なり忠繼早世せられければ其弟忠雄代りて其封をつがれる即ち光仲朝臣
 の父なり朝臣は忠雄卿の嫡子にして母ハ蜂須賀至鎮阿波徳島城主の女なり寛永七年六月十八
 日江戸の藩邸に誕生同九年父卿薨せられければ年三歳よて父遺業を續ぎ封を因伯に移
 し三十二万五千石を領せらる 父輝澄播州内六万八千石分地也 輝興播州内二万石 家老荒尾某乾某等と謀り
 て政務を理め幼君を補佐せり同十五年十二月朝臣從四位下叙し待從兼相摸守に任ぜ
 られ始めて本國に入治せらる夫人徳川氏紀伊頼宣の二女紀伊和歌山の城主なり承應二年近衛權少
 將にうつり貞享二年封を嫡子綱清君に譲りて退隱せられしが元禄六年七月七日鳥取城
 に薨去年六十四法美郡奥谷清源寺に華り法諡を興禪院殿といひ藩祖を稱し朝臣七男四
 女あり二子仲澄に封三万三子清定に封二万石を分つ之を東西兩館といふ朝臣少時英邁
 威武已に長して沈深剛毅なり學術文武を兼修又和歌に巧なり入國以來精勵を勵まし治
 計を士を養ひ民を恤み二百年藩治の基礎を建てらる因伯二國今に到りて其遺徳に頼る
 者多し偉ある哉盛なる哉

第五十 第六章 舊藩政之概略之事

舊藩の政事は悉く藩主の總裁に依ると雖も又自ら職制あり家老は専ら國政を執り中老
 用人職之に參與し目附役非違檢察の任ふ當れり家老の家格は常に定まりて異同なしと
 いへども用人職ハ平士の食祿三百石以上にして吏務に達し國事に任ふべき人物を撰み
 て之に命じ家老の次席は番頭といふ番頭は各一隊の番士を束屬して所謂侍大將なり次
 を物頭寄合諸奉行といふ平時鎗供を許さる其次を平士といふ平士以上は土地を領する
 ものなり公廩の支給を仰く者あり常に騎馬を許さる平士の下を卒とす徒弓徒苗字付足
 輕等あり帶刀を許さる士卒の數は鳥取住居江戸定詰米子詰倉吉詰其他家老下の家臣と
 合せて凡七千余ありきともいへり

民政局ハ在役所と稱し堀端町にあり是局の長を郡代といひ各郡を分擔するを郡奉行と
 いふ其屬吏は下吟味目附等あり因伯二國乃租稅と郡郷に關する土木勸業又風俗上の取
 締を領す租稅の徵收法は最初立毛免なりしが元禄中米村廣治の建議に據りて受免に改
 め凶荒の時は貸米を施與する事とせり

用度局ハ裏判所と稱して在役所の裏手にあり關藩一切の用度を取扱ふ吟味目附下吟味

役等乃吏員あり會計局ハ勘定所と稱して在役所の東に在り其長を根取といふ其次を元締とす其他目附倉奉行筆算役等雜務に關する吏員甚だ多し金穀出納俸祿等の事を司る以上之を三役所と稱す

其他寺社作事船手蠟座銀行等の諸役場あり銀札を享保十六年十月より施行し來りて一分二分三分一匁十匁あり後に五匁五拾匁を増發せり

市政は本町々用場にて之を司る長を町奉行といひ屬吏には下吟味町役人等あり

刑獄は大目附之を司る其下徒目附劊手下奉行捕手等あり刑獄審理其地風俗上一切の事を領す牢獄は今の西町市役所の地に在り本牢や立川矢津にありしを假半とす罪科は有祿者罪あるときを差扣遠慮閉門切腹等を申付らる又被廉耻の者ハ會處召とかりて揚屋に入り終身禁錮又を追放斬首に處せらる庶民には人氣咎入牢斬首梟首鋸引火刑等あり

軍事は御家流として軍式法あり時々定日を期して其家に講習せしが後に古海練兵場にて演習する事となれり又兵書は尙徳館にて軍學師之を講義せり教育は學館あり尙徳館と稱す長を奉行其次を吟味役目附儒者師範役等とす文科ハ主に經義・史傳とを講じ又

兼て國學禮法美術等も教授抄り武科は刀槍弓銃馬術擧法等あり現今中齡以上の士族大抵皆之の薰陶をうけざるものなれど又館外にも各種の専門家ありて士民の特志あるものを教ふ其中習字科の如きは士民一般寺子屋に入りて業を受く手本はいろいろ苗字盡名頭寺子教訓書商賣往來庭訓往來古狀揃等修身日用上に關する者多し
以上ハ總て光仲君の經畫せられし法制なれ共近代に至りて慶徳郷の改擴せられし者も少からず

第六章 風俗之事

家屋は古より藁屋多く茅屋少く文化中佐橋の大火より杉板或杉皮を用ふる事となりたり現今は市中大抵黒瓦又は赤瓦を用ぬ家柱に古は榎木多ありしも今は檜松杉を用ひ墨もて塗付あるを全く雨雪多き國なれば材木の腐朽を防かんが爲なり

食物は市中は概ね米麥を用ひ魚肉を食ふ郡郷に至りて麥粟或は菘藷を交へ食す最も僻地に至りては稗を食ひ干魚野菜を喫するに過ぎず

衣服は上等の人縮緬絹布或は木綿麻布等を着下等の人は大抵木綿に限る兒女は好みて紺飛白の衣服を用ふ又毛織物近來市中に行はる舊藩中の節儉を主と爲るか故に中等以

下乃人は常に絹布を着るよと得ざり也

婚姻婚古は殊に鄭重よして父母必ず之を定む自由結婚杯は大抵下等社會の鄙風なりき
男女見合杯いふ事なし婚姻の當夜を祝宴以開き親戚朋友或は一郷の人は呼ぶ三日以三
つ目やて遣り方より貰方を招き饗はるなり喪祭は神式佛式等あり埋葬は晝よりも夜を
多しとす舊藩政にして父母の喪には土人の子は編笠を被り藤色の喪服を着し五十日間
は必ず墓所に日參する事ありき

言語は概して輕捷ならず稍重き方なり發音は語頭ひやと混し易く拗音は伯耆近傍の
人そくことごとく此れども因幡人は動もすれば直音の約まる方言の種々なれ共なごん
に呼ぶ御出なされを御出んされ又來なされを來んされやいふ又かの語尾長く引く面白
いなじ嬉しいなじの如し其他名詞動詞等一地方に限る言語少からず

第六十
一章

伊良子仲藏之事

伊良子憲字は子典幼名吉太郎後仲藏と改め大洲と號し寶曆十三年正月鳥取新町に生る
兒たりし時甚た聰慧ならず唯よく四書以讀習へり長して安藤章を師とす章常に大器晚
成以てこれを望めり藩儒箕浦長孺召し見て借すに書籍を以てす後河田東岡に従ひ易

を學ひて賞揚せらる壯歲に及びて藩老乾氏に事へ家塾に教授す後故ありて廢黜せられ
しか其子吉太郎舊祿を續けり此より専ら子弟を教授し子弟益々進む道學文章一藩に碩
儒ぞ稱せらる文政十二年九月十六日没す著書は大洲集四十六論あり門人芝田温中村
奴古宮部東一等皆著名なり

第六十
二章

土方稻嶺之吏

土方稻嶺利後藤氏と稱し後土方氏を冒す天性溫雅人の師表たるに足る幼より畫を嗜み
長して藩老荒尾氏に仕ふ後故あてて同氏を辭し奮激の余遂に江戸に至り畫拔を修め清
人末紫石の弟子末紫石に就き明畫の蘊奥を極め名聲一時に高し荒尾氏聞て本藩に薦擧
す藩主齊邦君召して近從にめへらる是より専ら本藩の畫事に任し敏腕を振ひ特色を顯
はし花鳥山水皆其妙を得たり又能く鯉魚を寫す游泳跳躍の態さながら真物の如し小利
を得んとほる者のこと大家の屑とせざるわざなりと其自ら畫めんとする時ハ必ず先づ
靜堂に入り香爐を薰じ精神を澄しめ然る後筆を下す是を以て畫常に神逸ならざるはな
し大畫伯の稱あり畫風大に起る文化四年三月没す年七十三其子稻林稻洋畫技を繼ぐ弟
子黒田稻臯尤も名あり

安藤伊右衛門之事

八上郡那家の人なり常に心を地利に注ぎ公益を起し富源を開かんと欲す當時其居所近傍數旱魃も苦み水利に乏しきを以て八東川を引き灌漑に便にせん事をいかり狀を具して藩に請ひしか藩私費を以て之を辨せしむ伊右工門大に喜び奮て其業に従事し實に文政三年五月なりき地道の大畧先づ關門を八東郡安井宿の社前に開き同宿の中央を通じ大門殿市の谷西御門乃四邑と經て通谷に至る通谷は郡家と西御門の間にありて八上八東の兩郡界かり其間山崖を貫き岩石を穿ち延長凡二百五十間又所々孔穴を穿ちて大氣を通じ日光を取れり其より又長渠を通して山嘴より出で進みて那家と過ぎ宮谷に至る延長凡六千〇十間余安井の關門より是に至るまで里程凡二里廿八町餘同六年四月功全く竣る其間凡て四年工夫の數五万七千四百八十三人其費用七万二千二百二十九兩に上れりされど新に陸田を化して水田となしたる者十五町餘舊田の新渠によりて水利を得たるもの二百七十二町藩主其功蹟を嘉して金三百三十兩を賜ひ渠床の正租を除き又收租の十の二五を以て其家に附せらる伊右衛門當時年七十猶よく工夫を指揮して其役を監督せること三年一日の如く家財漸く殫亡して僅かに少計の地を有するに過ぎず其忍耐

苦辛思ふ可し文政十年三月病みて歿は年七十七其子伊兵衛家を續きて地道を修理す地道益堅固なり伊兵衛の子仁平又父祖の業つぎ安政二年分水渠四條を開き久能寺に注けり長凡三千四百七十間又剽水を利用して池塘を作る其他土地を開けて水田となしたるもの十四五町其功未だ成らずして明治九年三月没は年五十二

第六十 四章

王政復古前後の騷擾附殉難諸士之事

王政維新の初めに當りて各藩尊攘の説を唱ゆる士少からず我藩亦慷慨憂國の士前にハ仙石隆明石川一貞高瀨正誼等の如きあり後には松田道之宮原積足立清風等の如きあり其他靖國神社東京或は招魂社等の祭祀擧げらるる者數ふるに違あら

八尾正明は支封池田清直君の世臣にして食録百五十石天性忠直と稱は累進して用人役となれり當時主君内を好みて荒惰なりければ正明屢々諫て曰く方今洋夷猖獗海内危懼宣しく力を本藩に協せて國事に儘すべし逸遊娛樂の日には有らざるなりや安政二年八月終に諫疏一篇を奉り刀に伏して自裁す母伊吹氏亦賢なる主君の爲に改悟せられぬと聞き悦びて曰主君にして此れ如し我兒の死惜むる足らざるなり

河田景興糟谷武文等二十一人皆本藩の士なり當時天下尊攘の説漸く喧しければ本藩主

銳意之を主張し藩中の壯士文武の名あるものを撰み周施方と名けて國事を奔走せしめられしが文久三年藩主京師に朝じ都下を衛護せられしにあたりて適々外人内海を劫けの報ありおれば朝廷急に幕府を責め給ひ王政復古の業殆んど日を期して待つべかりしに藩議因循にして尊攘に一決せざるを怒り一夜藩主の旅館本國寺に突入し用人職側役等三人を斬り又一人に逼りて屠復せしめたり元治元年七月藩主命じて國に歸へし荒尾志摩の邸内に幽せられしが慶應二寅年七月廿六日夜皆潜に同邸を脱して海路長州に奔逃せり王政維新の際其首謀河田景興官軍乃參謀となり宇都宮に戦ひて殊功あり中井範五郎小田原に戦死す其他亦各其功を顯はせりといふ明治元年正月本藩の兵既に官軍に加はり京都伏見淀の各地に奮戦せしむ二月征東の軍起るにあたり藩議又大に兵を起して江戸に上らしむるは此より藩兵上野宇都宮白河等の各地に轉戦して陸奥越後に攻入り屢戦功あり藩老和田信美鶴殿長大炮隊近藤怡等尤勇名あり支封西館の兵亦強壯と稱せり官軍凱旋の後一藩の士卒賞賜を受くる者少むらに

第六十
五章

池田慶徳朝臣の略傳の事

慶徳朝臣は徳川齊昭卿(水戸烈公)の第五子なり嘉永三年水戸より入りて池田氏を繼續

せられき夫人池田氏寛子と稱す支封清直君の女かり朝臣幼より英明にして學和漢を兼綜和歌に巧に書ふ妙なる年壯にして尤も意を内外の事に注ぎ大に舊制を釐革せらる其美蹟一よして足らずや雖凡其内治にありて著しき者茲舉げ職制を改め學校を擴め文武の獎勵物産を殖し新田を闢めれし等の舉あり又其外にありては米艦渡來以後天下刑政日に非なるを慨たみ専ら尊攘の説を唱へ屢京師に朝じ王政復古の實を舉げんとせられたるが如きは當時天下の耳目に銘識せり然るに慶應以來長く重疴に罹られしかは其意大に伸ぶること能はして己みぬ王政維新の際特に議定職に擢任せられ從二位中納言に進み後更ふ鳥取藩知事たり廢藩置縣の時東京に徙り華族會館の副部長に撰ばれ明治十年國情視察に爲り鳥取に乗り傍ら士族授産の事に助力せられしか同年八月京都滯留中病にかゝりて俄に薨す年四十一朝旨正二位を追贈せらる翌年本縣士族等相謀り樽谷神社に合祀し光仲君以來最有爲の君と稱し夫人子なく朝臣に先ちて逝去嗣子輝知君庶出なり侯爵に列せらる同廿四年逝去同年徳川慶喜公の第五子仲博君を迎へて其繼とす

第六十
六章

田村貞彦之変

貞彦名の弘字は伯毅通稱貞彦初め甚左衛門といひ復齊と號す村上藩龍の長子なり少時

田村閑鷗の嗣となれり天性忠勤身體短小なり學術に富み時勢に達し殊に書に妙なり天保中近習目付より西館候の傳役に轉じ嘉永年東館候の傳役とあり尋で本藩乃用人役に遷る此際藩主慶德卿の職拔を蒙り藩政改革の事を補翼す又大に力を農政に用ひて民の疾苦を除けり安政六年中老に進み文久三年同職を辭せりされど猶時々機務に參與此明治元年春徳川氏京師に犯入するに當りて本藩の兵既に京師淀伏見に戦ひ勝ちたりとも藩廳の俗吏など向背を惑ふ者少からず此時貞彦蹶起して廳に上り藩主に謁して痛く其下狀を陳へ即時皆盡く退去せしめたり而して勤王の志益確し同年四月會計局總裁に任ぜられ同二年六月副執政同年十二月職を辭し爾後復た官に就かず只文墨を以て子弟を教ふ同八年二月病て卒に年七十四國中聞く者哀惜せざるはなし小川某の次子を養ひて嗣とす平四郎と稱す

第六十
七章

飯田年平之事

年平通稱を七郎といひ石園を號し氣多郡寺内の人なり父を秀雄といひ國學に通じ詠歌に巧なり世々其邑代祠官たり母は白岩氏五男四女あり年平は其第二子なり幼より強壯夙くより家學をうけ才藻敏膽吟味人をおとろかせり年十餘にして本居大平伴信友加

納諸平に従遊し諸平深く其才を愛でて畏友と稱す年平又諸平を推して眞淵以後の一人と云へり此より歌人三平の名天下に聞ゆ三平とは年平諸平石川依平といふなり萬延元年尙徳館の國學教授となり士班に列す明治二年大政官乃官吏に轉じ程なく神祇大史となり後式部職御用掛從六位に叙せらる同十九年六月病みて没に年六十七片山某の子年治後を繼ぎ葬後十日又病みて没す年心淡に篤し常に古道を以て自ら任せり晩年力を著述に專にし病中といへ共暫くも廢てず歌集を石園集と名づく他の著書皆稿を脱せずといふ

第六十
八章

諸學校之事

學校に舊藩中尙徳館と稱する學校ありしか明治三年之を廢止し同五年文部省制定の學制によりて所々小學校を建設せり男女生徒の數漸し増加して同廿五年の調査に依れば小學校の數百十八にして就學生徒男一萬三千人女四千四百四十六人通計一萬七千百十六人あり尋常師範學校は全十九年の建設より同二十二年十一月平徳館の敷地に改築せり男女生徒通して一百人を入學せしむ尋常中學校は同時鳥取舊城内に新築して現今生徒二百余人あり以上各學校の學科は品類に由て差異あれども修身德育の一點に至りては何れも皆全二十三年十月三日の勅語にとらざるものなし

尙德

館記

人君爲治之道二曰文曰武文以修己治人武以防姦遏邪人臣之道亦文武而已故立其身行其道以竭將順匡救之誠養其志氣致其精力以供國家不虞之用是以古昔聖王必正學校之政明文武之道自洒掃應對之節至禮樂射御書數之事皆建其師以教之所以使人知爲君爲臣之道也吾

借岳公之荆建尙德館也祭宇部加露二社之神以落之藩之有學蓋始于此矣然草創之際教政未備規模未盛時會公沒頓至百事廢廢以故公志終不果也寡人不德自水戸來繼先君之緒欲以紹述其志於是講說之堂練習之肄經之營之以聚國之子弟曰夕孜孜業於其中聖廟已成又新築一社祭二神春秋澣祭以表崇敬之意因記其事刻諸不飲使藩之士文事武備無所偏廢且知爲君爲臣之道不出於是二途也豈寡人之私意乎即先公乃遺志也爾

萬延紀元甲申正月 從四位上行左近衛少將 源朝臣慶德 撰並書篆

第六十九 章

近江屋墓之緣起

鳥取市吉方村の外れ若櫻往來の右傍に狹隘なる共同墓地なり字を近江屋墓といふ其何故なるぞ知らず一日鳥府誌を繙きしに左の記事あり

一木橋を渡りて行當りの處に寛保の比まで近江屋といへる豪農の宅ありしとなり其より下の續きに行つまりの入込あり今に此處の名を門處と呼り是ら門の有ら處なりと聞ゆ(中略)上の方ハ御下屋敷の横手迄は是か屋敷なるといふや何の頃落魄せるにや今は其名をも知りたる人稀かり村の上外れより一町程置し近江屋墓といふ處あり當時は惣墓となれり

やあるによりて近江屋墓を唯豪農某か墳墓ある故の名とのみ思ひ居ありした其名の今に傳はりしも宜にこそ彼の近江屋といふものは單に富有な一田舎翁にあらずして其功蹟の後世に傳ふべきものあればかり然れとも近江屋類轉の後既に幾多の星霜を閱むる所に今日固より其詳を知るに由をなけれとも岩成察輪山本喜代藏其他二三の人の傳をる所にて彼此を取捨して僅に一篇となしぬ予の不文を顧みずして之を草紙る所以のものは今にして記せされは其事跡の埋没して知るへからざるに至らんと欲惧るゝと一

には之を餌して尙ほ其詳を釣らんと欲すればなり

近江屋名の安兵衛といふ享保十五年九月二十一日設す其生月を知らぬ隨て其壽も考ふへからず佛號を卽降是心善男といふ其偶を釋尼受誓信女と號す享保十八年二月十一日と以て設て夫妻共に近江墓に葬る今猶花崗石にて造れる二基の石碑は其水岷の地なるを知らぬ未葉も維新頃までは鳥取に於て染色の業を執りしといへや今は如何にせしや探索すれども未だ知らぬ安兵衛夫婦の位牌は吉方村の觀音堂に安す

元吉方村も粟谷より以北上町邊を中心として今の吉方町邊の総稱なりしが如し慶安二年東照宮を構谷に奉祀せらるゝや農家は悉く今の吉方村に移轉せしめらる然るに今の吉方村も當時僅に國府川より來る小流を大宮谷より來る一條の流れを以て田土に灌さしめ旱天にへ到る處龜裂を生じ米穀登らず全村之を憂ふ時に義侠なる一人の奴漢一身を堤げて公益の爲め水利を通せんと欲し之を官府に謀る請願再三に及ぶも其費用多大なるを以ての故に採用せられず然れども彼何ぞ是を以て其志を挫折すへき是より益奮勵經營慘憺私財抛ち遂に之を成就し後生及び無窮の利益を享受せしめしめれば抑も誰ぞこれ近江屋安兵衛其人なり

往昔圓通寺村より千代川の水を分ちて田の島村に通する用水あり近江屋夙に之に留意し以爲らく此の水路を擴張して之を吉方に導ゆ以て旱害なからしめんことは百方苦心の上胸中計園既に熟す即ち圓通寺に大口堰(又は三牧堰)を設け其水路を廣大にし八坂橋本、馬場を経て西大路に至り大路川に架はるに長十九間幅七尺許の大寛を以てし雲山、新村を過ぎ吉方に至るの工事を落後といふ是を以て今日に至る迄他村のもの此の水路に堰を設けて此水を使用するを許さずとを爲ゆに吉方村には用水充分となりたれば大宮谷より來る所の水路は不用となり唯寛橋は土地の字に残れり又當時の設計書は傳へて吉方村にありしか五六十年前火災に罹りしとを惜むべきの至なり

近江屋のめぐる工事を猶力にて落成はるや國老某之を賞美し彼を招き杯を掲て安兵衛に屬す安兵衛懽喜堂する能はず一飲之を罄じきて舞ひ其足の踏み所を知らざりしと國老徐ろに彼に語て曰く汝の功偉矣吾何を以て汝に與へんか希望を告げし彼答て曰く吾か希望は此の水路なり今吾の希望既に成る他に望む所なしと國老曰く然らん然れとも人は一願了らば又他乃願望生るもの也考慮して答よ安兵衛考一考して曰く吾此の水路を新設し爲めに資財を傾く固より然みなし獨永眠の地なきを遺憾とす願くは夫婦の

爲めに墓地を賜へ然らは何れの地を得さばへき曰く吾死するも此水路を見て樂まんや
 欲す願くは水路の傍を賜へと死して水路の傍に葬る是れを近江屋墓となす鳥府法載す
 る所にこれは寛保の比まで其宅ありしといへい彼の死後尙十餘年間は邸宅ありしと見
 へたり公益の爲めに一身を委して名利の外に沼然たるもの天下幾人かあり其事蹟僅二
 口村に止ると雖とも後世の龜鑑とすへむなり
 因に云近江屋の子孫彼の墓所の祭祀を欠くに至りしよ吉方村の農家協議の上毎年舊
 曆七月二十三日を以て僧を招き香花を手向け夜は提灯かと點して祭祀を行ふとそさも
 あるべし

明治三十六年五月廿四日

寸雲初稿

因幡國史談終

1/37

明治卅六年六月廿一日印刷

明治卅六年六月廿七日發行

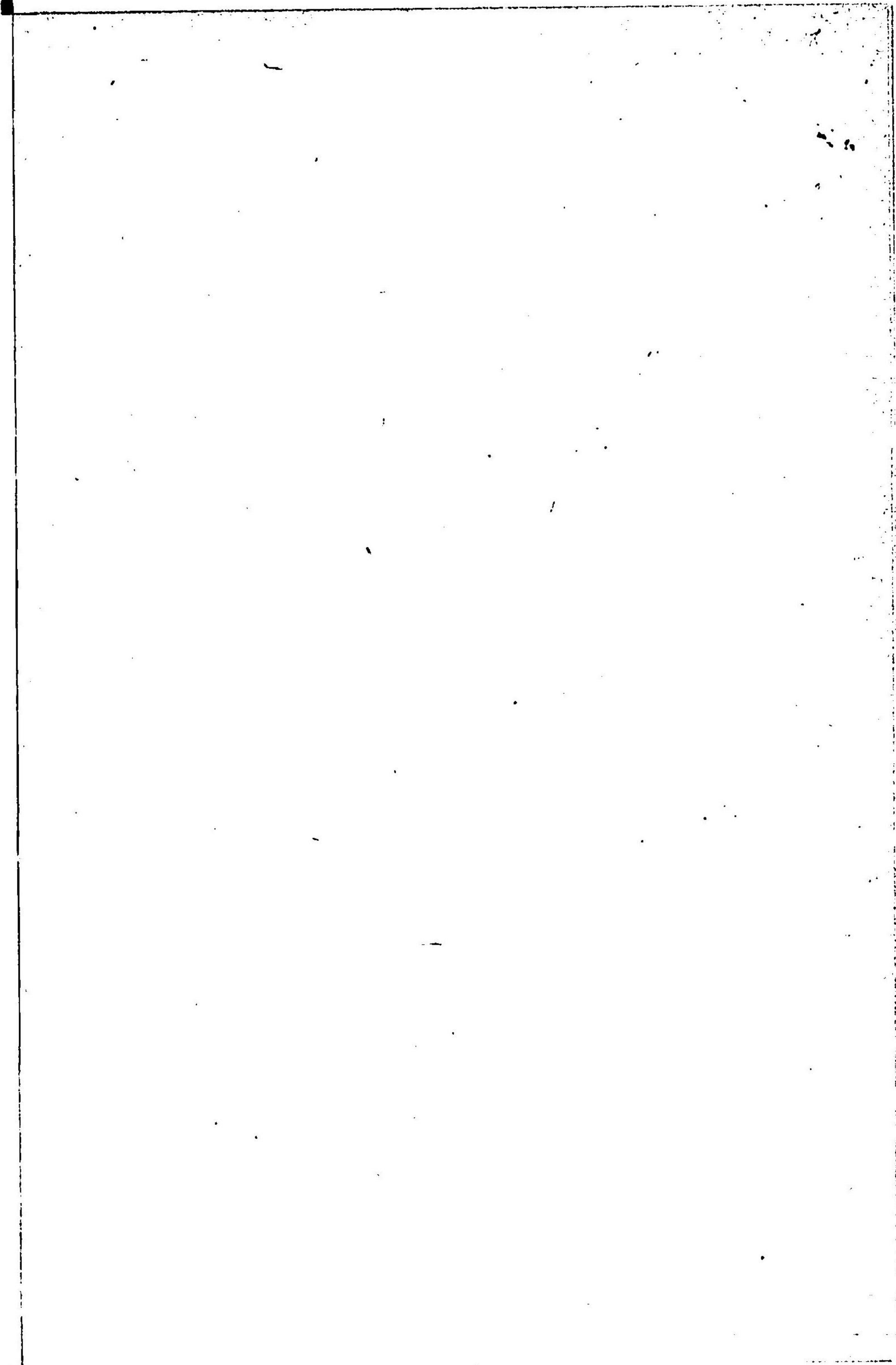
鳥取市立川一丁目九十七番地

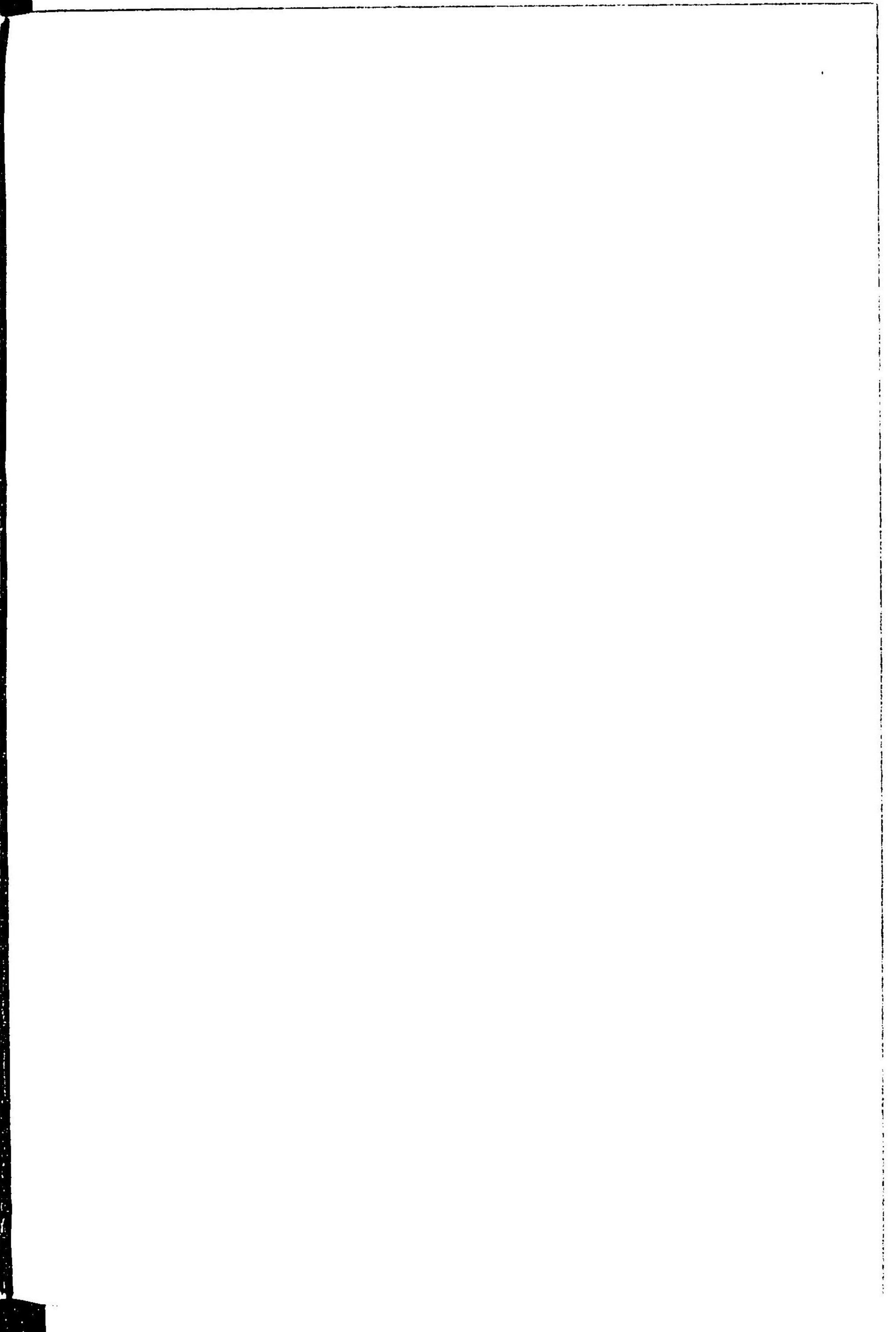
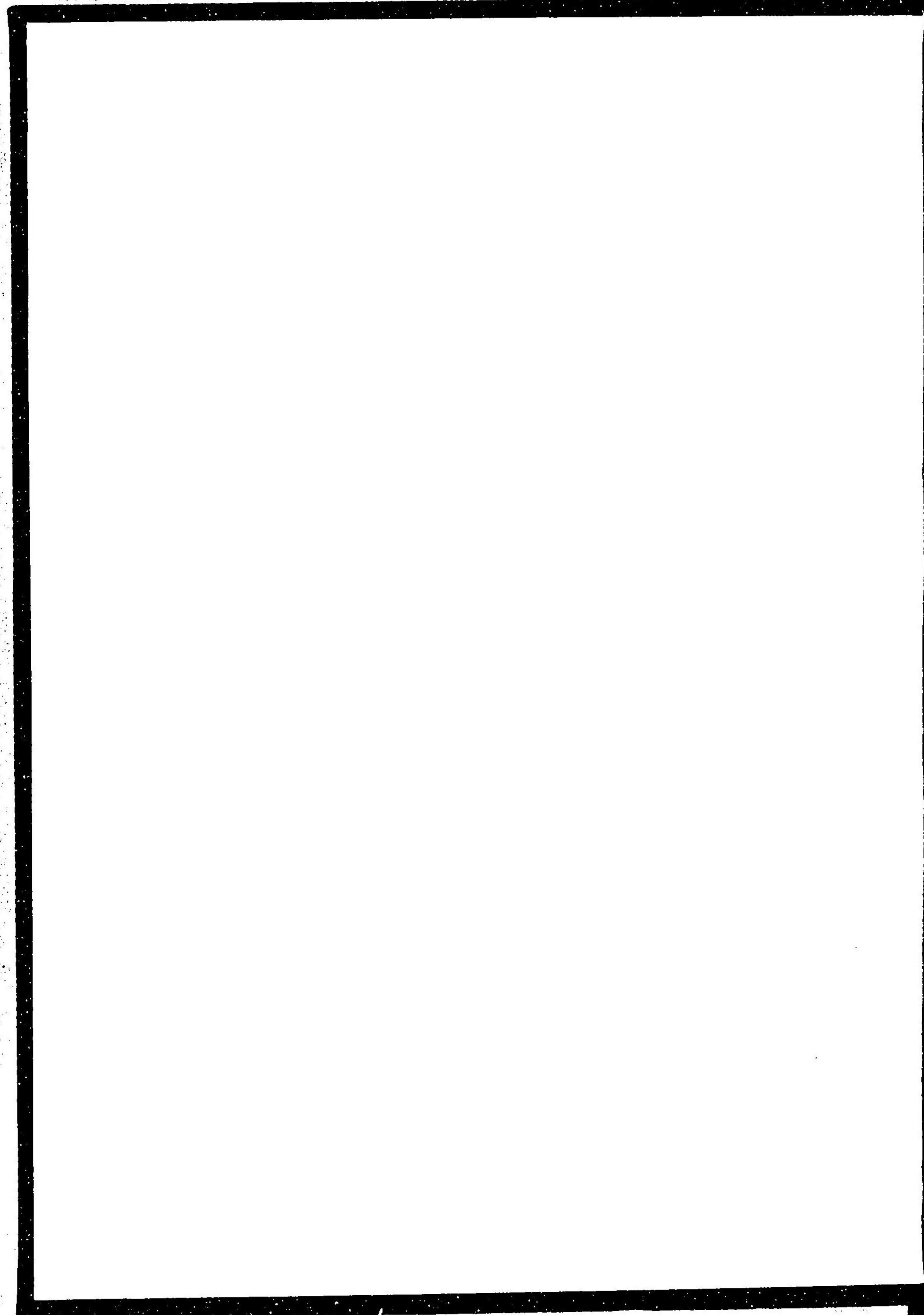
發行兼編輯人

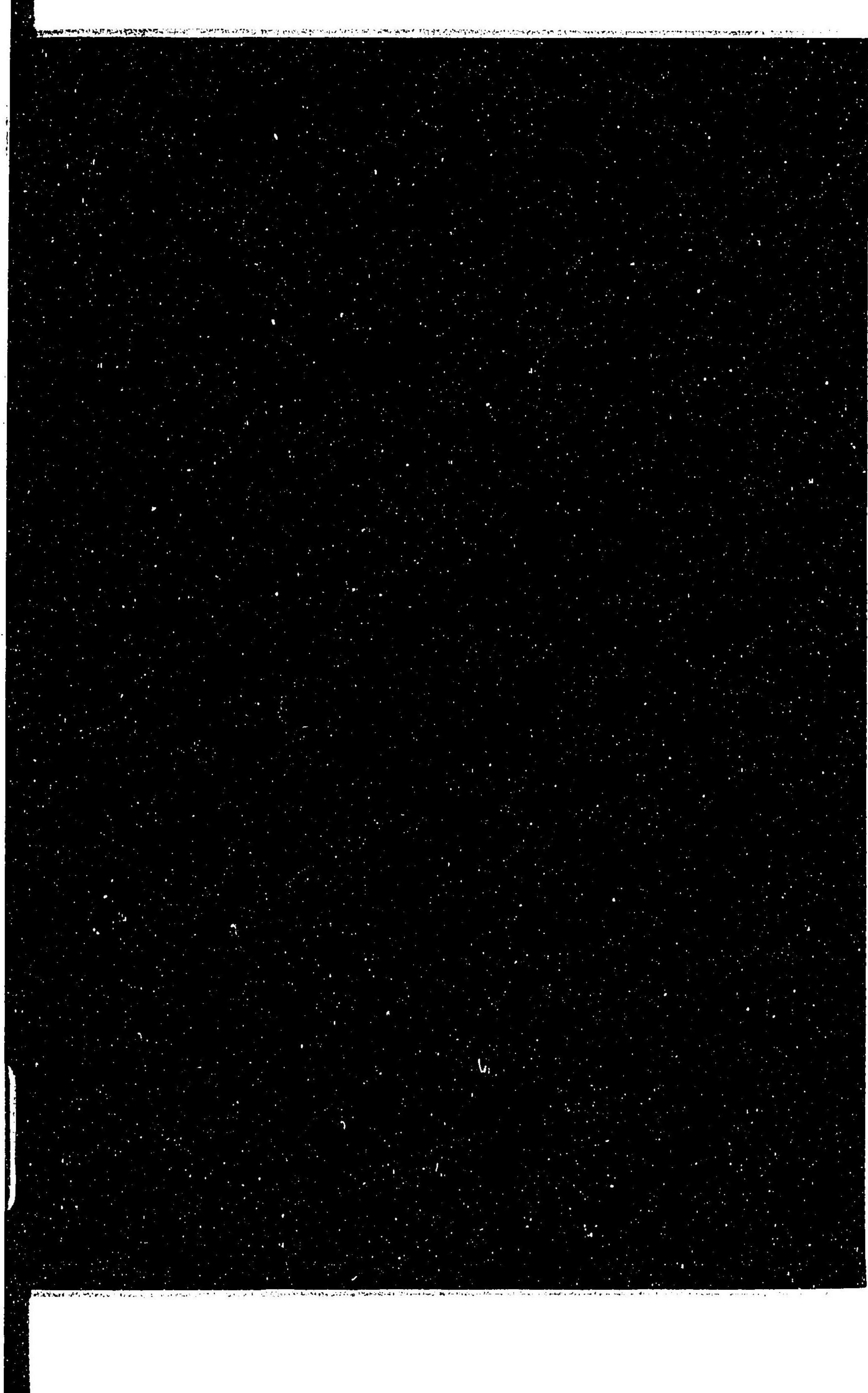
金居小太郎

鳥取縣岩美郡美保村大字古市村四十五番地

印刷所 石井政光







81
883

025770-000-5

81-883

因幡国史談

金居 小太郎/編

M36

ADC-3307



